

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 9 回定例会 12月 6 日 開 会
12月12日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 12 月 9 日（金曜日）

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成28年12月9日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間三津也君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	佐藤修一君
復興事業推進課長	糟谷克吉君
復興市街地整備課長	小原田満男君
上下水道事業所長	及川明君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	阿部明広君
監査委員会部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君
選挙管理委員会部局	

書 記 長 三 浦 清 隆 君
農業委員会部局
事 務 局 長 佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志
総 務 係 長 畠 山 貴 博
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第4号

平成28年12月9日(金曜日) 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第148号 財産の取得について
- 第 3 議案第149号 南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第150号 南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第151号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第152号 南三陸町林野条例及び南三陸町分収林設定条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第153号 南三陸町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第154号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第155号 南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第156号 南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第157号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第158号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第159号 工事請負契約の締結について

- 第14 議案第160号 工事請負変更契約の締結について
- 第15 議案第161号 工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第162号 工事請負変更契約の締結について
- 第17 議案第163号 工事請負変更契約の締結について
- 第18 議案第164号 工事請負変更契約の締結について
- 第19 議案第165号 工事請負変更契約の締結について
- 第20 議案第166号 業務委託契約の締結について
- 第21 議案第167号 業務委託変更契約の締結について
- 第22 議案第168号 町道路線の変更について
- 第23 議案第169号 町道路線の変更について
- 第24 議案第170号 町道路線の変更について
- 第25 議案第171号 町道路線の変更について
- 第26 議案第178号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第179号 南三陸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

総務課長より議案関係参考資料の差しかえについて発言したい旨の申し入れがありますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

本日も議員の机上、お手元に議案第157号関係の参考資料差しかえ分として水尻ふ化場建設工事に係る参考資料をご用意させていただいております。連日の差しかえ、大変申しわけございません。おわび申し上げたいと思いますが、議案審議の際はこの資料をお持ちいただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達してありますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、15番山内孝樹君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可してあります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番及川幸子君、4番小野寺久幸君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第148号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第148号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第148号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した農家の経営再開を支援するため、復興交付金事業の活用による農業機械等の取得について南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） おはようございます。

それでは、議案第148号の財産の取得について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の45ページをお開きください。

本案は、圃場整備をしています廻館工区の整備進捗状況に合わせまして、同工区に係る農業用機械を整備するものでございまして、平成29年春の営農に向けて関連するトラクター等農業用機械を取得するものでございます。

資料の1番から、業務名は平成28年度被災地域農業復興総合支援事業農業機械導入業務でございます。

業務の内容でございますけれども、トラクター、ホイールローダー等の購入となっております。

3から7につきましては、記載のとおりでございます。

取得の相手方でございますけれども、株式会社五十嵐商会でございます。取得金額につきましては税込みで3,952万8,000円でございます。

9から10は記載のとおりでございます。

納期限につきましては、平成29年2月28日までとなっております。

議案書の6ページには導入機械の明細を、議案関係参考資料の46ページに位置図をつけさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

1点だけお伺いします。

ここの廻館のハウスは、10年間は町で取得して10年後は無償譲渡ということを以前にご説明ありましたけれども、この備品は管理は多分廻館のほうでやると思うんですけれども、台帳はどちらのほうで管理なさるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 所有者につきましては町となりますので、町で管理しますけれども、あわせまして管理、メンテナンスを含めて営農組合のほうにもしていただくというふうになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、ハウスとともにこれらの備品も町管理ということなんですけれども、その間に、こういう機械のことですから、故障などが起きた場合にはどちらのほうでそれを修理などなさるのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 所有につきましては町所有になりますけれども、実際にお使いになるのは営農組合等の方でございますので、それに係る維持経費につきましては、組合のほうでの負担ということになってございますので、そのようになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） その辺の契約などをきちんととってやると思いますけれども、その辺はどうなさいますか、契約書。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 町で取得しまして、それで営農組合のほうにお貸しするという契約がございますので、その際にその旨規定されておりますので、そこは大丈夫かと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今回は中瀬町地域でございます。組合組織だと思えますけれども、とりあえず畑の面積、田んぼの面積、それとあとは田んぼですから水はどういうふうなことで、いろんな人に聞かれます。どぶにして若干高くなったので、従来の方法では取水は大変じゃないのかなとかそういうことを聞きます。それと、構成員は何人ぐらいで、見通しのほうはいかがなんでしょうかね。きのうもちょっと触れましたけれども、いろいろ耕地整備をやりました。それで、機械の収納庫もつくりました。機械もそろえました。それでもなかなか営農活動ができないような状況がまま見受けられますけれども、これらは本当にその方々がやる気が起きて、即やれる状況、さらには目標年度の営農活動、組合活動は大丈夫だと踏んだものと思えますけれども、ある程度の確認をさせていただきます。

さらには、前にも触れましたけれども、畑の盤の組合員というか、営農する方々の気持ちに

沿った形でという話をして、そういう答弁はいただきましたけれども、その辺は田んぼも含めて大丈夫なのか。あれからかなり年数がたちましたから、石とかさまざま土の問題、解決していると思いますけれども、その辺を老婆心ながら心配しているわけでありますので、お答えをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 全体の面積が約15ヘクタールとなっております。

それから、水のほうでございますけれども、現在八幡川から直接水を引くということで計画しておりまして、現在はそちらの用水施設に係る用地交渉に入っているところでございます。こちらのほうも県が主体ですので、県のほうで行っているということでございます。

廻館の構成員ですけれども、およそ15名程度ということでございます。

それから、営農の見通しということでございますけれども、これまでもお話しさせていただいておりますけれども、定期的に合同委員会、あるいは営農組合の打ち合わせということでお話をさせていただいておりますので、その中でこういった作物に取り組むかということで、なかなか話し合いの中でも当初予定していた作物から途中で切りかえたりとかそういったこともございます。ですので、その辺はできる限りそちらのほうに対応できるような形で、できる範囲であわせまして変更等をしてきているところでございますので、営農につきましては、とりあえず今年度は畑2.7ヘクタールですか、引き渡しになりましたけれども、そちらのほうではハウレンソウ、それから露地のほうでございまして、白菜やキャベツの葉物野菜などを栽培しておりますし、来年度につきましては水稻のほうの作付ということで、現在29年から作付できるように圃場整備のほうを進めているところでございます。

それから、圃場の関係でございまして、廻館地区につきましては、比較的といいますかよい土、登米市で行っている県北道路ですか、そういったところのもともとの程度いい土、肥沃な土が入ってございますので、石れき等を含めまして心配ないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。機械もトラクター1台、これもそういう組合員の方々といろいろ相談をして、その人たちの要望に沿った形、いろんな機械もこっちから押しつけじゃなくてそういう利用する方々の希望を取り入れてやってきたものと認識しております。それでいいのか悪いのかだけでも、後でお答えをお願いします。

2.7ヘクタール、今年度というかもこの夏から秋に耕作したんだけど、なかなかその辺の、きのう私ちょっと言いましたけれども、思ったような収穫が得られなかった、そういうことがあります、今年度。ということは、やっぱり自分たち、自家消費じゃなくて、これ商売とするわけでありまして。今年度1年だめだったら、やっぱり相手方もあるので、その辺の信用問題ということもただ出てくるので、これそういう形だけ、組織だけつくればいいという問題じゃないんですね、商品をつくるんですから。それにはやっぱり責任を持ってやらなければだめなので、田んぼはそんなひどい状況になるとは思いませんけれども、それらにしてもいろんなことで反別にやって収穫、収量目標とか多々あるので、その形に沿った形で進める必要があると思います。これつくって、あれして、この機械も全部そろえたからそっちで勝手にやりなさいよということじゃなくて、もうちょっとやっぱりやるにはそれだけの行政のほうとしてもお手伝いをするんですから、気を引き締めてやっていると思うんですけども、その辺の確認もいたしたいと思います。

さらには、他の地域でなかなかこの活動が進んでいない状況を現段階でどのように捉えて、どういうふうな指導、どういう問題があるのか、その辺もよろしく。知っている範囲でお答えをお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 機械の導入について、組合等のお話し合いの中で導入してきているんだけど、それでいいのかということなんですけれども、それは話し合いをさせていただいておりますので、先ほどもお話ししましたとおり、できる範囲で、中には変更されているところもありますので、こちらのほうとしましてもできる範囲で変更を含めて希望に合う形で導入してきたところでございます。

それから、他の圃場工区のことだと思うんですけども、思ったように収穫ができなかったところもあるようだということでございますけれども、特に昨年、ネギの収穫につきまして大分心配したところでございますけれども、結果的には予定収量の8割、それから額につきましてもおよそ8割程度回収といいますかできたということでございました。しかしながら、圃場のほうがどうしても十分でないということで、今年度はそちらの圃場工区につきましては、新たに2ヘクタール土を入れかえまして作付をしていただいているというところでございます。そうしたように、各圃場工区でいろいろな課題がございます。その中で、当然合同委員会には工事の事業主体であります南三陸支所の県のほうでも出席されていますし、営農のほうにつきましては普及センターなども入ってございますので、工事に係るものにつつま

しては三陸支所のほうに直接組合の、その打ち合わせの中でも要望等をしているところがございますし、一般質問でもお話しさせていただきましたけれども、なかなか目に見えて補完工事が進まないというような状況もございますので、先月改めまして県のほうにお邪魔させていただきまして、早目に対応をお願いしたいということで要望させていただいているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） よその例えばもうそういう整備が進んでいるところで作付が思ったようにいっていないという状況が見受けられますけれども、その辺もあわせて聞いておりましたが、その答えがなかったんです。

あと、延ばしながら本当に八幡川から取水が来年の作付まで、これからいろんな河川堤防とか398号線、さまざまな工事の兼ね合いもあると思うんですけれども、それは大丈夫、間に合うんでしょうね。その辺がちょっと気がかりなもので、それであとはやっぱりそういうふう受益者というかこういう組合の方の要望に沿った形を取り入れたということは、これらを有効活用して最大限の効果が上げられるようなやっぱり指導監督も含めて注視していくべきだと思います。その二、三点。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 初めに、廻館工区の用水関係でございますけれども、先ほどお話ししましたとおり、現在八幡川から直接水を引くということで、用地交渉に入っておりますが、なかなか思うように進まないというのが現状でございます。しかしながら、先ほどもお話ししておりますとおり、合同委員会で逐次工事の進捗状況を聞きながら、今回のような機械導入してきているところでございまして、圃場のほうは何とか今年度、そして来年度の作付に向けて何とかできる予定だということでお聞きしております。その中でも、用水のほうがなかなか用地のほうはまだ決まっておらずで、事業主体が県ではございますけれども、町といたしましても、事業が早く進むようにということで、連携してお話等をさせていただいているところでございますけれども、なかなか思うように進んでいないというところはございます。

それから、他の圃場の課題ということでございますけれども、他の圃場でもやはり石れき、あるいは排水の関係で不十分なところがございますので、それにつきましても、各合同委員会等でその現状を県のほうでも把握してございますので、これからになると思いますけれど

も、全工区の補完工事につきましては、ただ一度に全部できないというふうには県のほうから聞いております。予算の関係もございまして、急ぐところから補完工事をさせていただくというようなお話を聞いておりますので、そのように支障のないようにやっていただけるものというふうに認識しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。

今この件についての営農内容といえますかいろいろお聞きしました。内容いろいろと変化するというか、流れがあるような説明でもありますが、営農の中で、ことしは2.7ヘクタール、ハウレンソウ等の葉物などをやると。29年度、来年度に向けて水稻も行っていくと。その水稻をやる際に、機械はこれで十分なんではないかな。トラクターはあるにしろ、ざくっと考えてみるとコンバインとか、それから乾燥機も持っていますね。こういうものは必要ないんじゃないかな。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） おっしゃるとおりでございます。水稻につきましては、乾燥調製施設、それからコンバイン等も当然予定してございます。先ほどお話ししましたとおり、用水の関係がなかなか用地のほうが決まらないという状況もございまして、そしてまた水稻に係る刈り取りの関係でございまして、時間的な余裕もまだあるところでございまして、その辺の本当にタイミングが難しいところでございまして、なかなかこちら県に逐次大丈夫か、大丈夫かというようなことでお聞きしながら、こちらのほうでも施設整備、施設、それから機械などを整備していかなければならない状況にありますので、その辺は情報をお互いに共有しながらやっているところでございまして、現実的にはそちらの刈り取りのほうにつきましては、今年度予算がございましてけれども、先に延ばさざるを得ないのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、流れを見ながら、状況を見ながら機械はそろえていくというようなことなんです。畑も田んぼも、何でもそうなんですけれども、最初から万全の体制で臨めるというようなことではありませんから、時間をかけ、技術をかけ、積み重ねてから万全なものになるんだろうなと思いますので、それに対して営農する方々が不便を来さないような、そういう支援をしていくべきなんだろうなと思いますので、その辺は手を抜かないようお願いしたいなと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） おはようございます。

廻館地区の基盤整備というかこの事業につきましては、先ほど参事から説明もございましたけれども、いわゆる県北高速幹線の表土を大量に搬入して、それを活用した基盤の整備ということで、おかげさまで非常にこれまでの例にないような整備がなされておるといふふうに評価しておるところでございます。それで、前者、いろいろご質問ありましたけれども、私もちよつと確認の意味でお伺いしたいといふふうに思います。

まずもって総面積で15ヘクタールということでございますが、畑が幾ら、田んぼが幾ら、ハウスが幾ら、そういう内訳はどうなっておるかお伺いします。

それから、水利でございますが、当初、何か井戸を掘るとかいろんな話をお伺いしましたが、何かその水も適していないとかそういう話もございまして、それで八幡川から水利をとるといふお話でございますが、廻館地区というのは、排水あるいは用水にいたしましても、従前から用水の組合等が存在しておりまして、非常に難しい場所だといふふうに私も理解しておりますが、そういうように、果たして八幡川からの用水を引っ張るといふことが技術的に大丈夫なのかどうか非常に危惧されるわけでございますが、その辺、大丈夫なのか。

それから、機械の内容にネギの皮むき機というものが入っております。当然ネギも栽培するといふこと的前提のもとだと思ふのでございますが、どれくらいの面積なのか、この皮むき機だけでネギ栽培、いわゆる機械として満たしておるかどうか、その辺。

以上、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 最初に水利の関係でございますけれども、八幡川から直接水を引くといふことでございまして、既存の用水路もございましてけれども、そちらを使わずに直接八幡川から引くといふことでございまして、水質的にも大丈夫といふことで進めているといふふうに認識しているところでございます。

それから、ネギの面積でございますけれども、ネギの面積につきましては、まだはっきり何ヘクタールといふふうな数字はございません。現在は葉物野菜を中心にといふことでやっております、今後詰めていくような形になろうかと思ひます。

それから、機械のほうでございますけれども、ネギに係るものといましては皮むき機といふことでございまして、そのほか畑全般に使えるものといまして管理機ですとかそういった機械も導入する予定でございます。

耕作面積につきましては、畑それから田んぼ、おおよそ半々程度ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 前後しちゃいますけれども、前者の質問でもございましたが、水稲関係の機械も不十分というか全体のものではないと。あるいは、今のネギの絡みの中でも、これからなんだと。まだはっきりしておらないという感じ。そうすると、どうなんですか、今後の進捗ぐあいというか組合の運営状況によって今後もこの機械導入、これが提案されるという形になるんでしょうかね。引き継ぎの事業なのかどうか。

それから、関連で建設課長にお伺いしますが、八幡川の用水の取水、これは大丈夫なのか。

それから、排水はどうなっていくのか、その辺、建設課長の知り得る限りで教えてください。

以上。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 農業用機械の不足分でございますけれども、先ほどもお話ししましたとおり、29年の早々に作付できるものにつきましては今回の機械導入ということでご提案させていただきまして、水稲に係る収穫関連の機械につきましては、圃場の進捗状況を見ながらということになりますので、今現在12月というふうになりますので、先ほどの水路の関係もございまして、恐らく来年度に繰り越し、あるいは一旦精算というような形にならざるを得ないのかなというふうに現時点では考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） じゃ、取水と排水の件について私の知り得る限りでちょっとお話をさせていただきます。

志津川地区の工事の全体会議というものをやっております、その中で、この圃場整備のほうも状況等ちょっと話を聞いておる関係から、まず排水は水尻川のほうに、今県のほうで排水機関、災害復旧工事で作る予定になっておりますので、そちらに排水は導くというものは聞いてございます。取水に関しましては、これは新規で水利権をとるというのはなかなか難しいというのが一般的でございます。ただ、圃場整備側で取水権の関係は県の土木事務所のほうに多分協議されているのかなとは思いますが、詳しい内容についてはまだ情報を持ってございませんので、その辺はご勘弁をいただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 廻館工区の畑、田んぼの割合でございますけれども、田んぼが約8ヘクタール、それから畑のほうは約7ヘクタールで、合わせまして15ヘクタールというふうになってございまして、大変失礼いたしました、ネギにつきましては0.3ヘクタールということで計画させていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 質問終わりますが、今私が申し上げましたように、いろいろ過去の経緯の中で問題というかそういう部分があった箇所でございます。それから、参事はいわゆる黒土、田んぼの土を持ってきてやっておるから比較的よい土なので問題はないと、心配ないというお話でございまして、当然浅いわけですね、私から言わせれば塗ったような状態ですから、そんなそんな深く入っておりませんので。もちろん耕作者がこれから管理するわけですから、その辺の一つの土をつくっていくのは耕作者自体なんだろうと思いますが、いろいろ今後この農業施設というかこの基盤整備された土地を活用していく方々が営農組合をつくってやっているんでしょうけれども、いろいろ相談事があるんだろうと。いろんな場面で。そういうことも含めて、町のほうでも追跡をしながら、県とも協議をしながら、いわゆるせつかくあれだけの立派な土地が、農地ができ上がったわけでございますが、本当に有効に活用されるような、いわゆる現場に出向いて状況を聞きながら、そういう方向に向けて指導していただきたいというふうな思いでございまして。よろしく願いまして質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 登米市から田んぼの土を入れたということなんですけれども、以前、放射能が降ってセシウムの吸収を抑えるためにカリウムを使っていたというようなことを伺いましたけれども、現在放射能の状況はどのようになっている、その検査とかが行われているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 土の検査につきましては、事業主体が県となつてございまして、こちらのほうでは把握していないという状況でございます。しかしながら、その辺はしっかり検査した上でやっているものというふうに認識しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 県の事業ですのであれですけども、町のほうでその辺の検査をするとかの考えはないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 今後、その辺の状況を見ながら、必要な場合はその辺のところも考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第148号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第149号 南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第149号南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第149号南三陸町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、現在この「志津川字沼田56番地2」と定める役場の位置について、新庁舎建設の進捗等に照らし、平成29年10月31日までの間において「志津川字沼田101番地」に移すこととしたため、地方自治法第4条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第149号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料その1の47ページをごらんいただきたいと思います。

南三陸町役場の位置を定める条例の一部改正でございますが、現在建設中の新庁舎につきましては、来年の9月30日を工期といたしまして、現在工事につきましては順調に整備が進んでおります。現段階で工期内の完成の見通しが見えてまいりました。

また、現在の整備地につきましては、近隣の災害公営住宅、それと防集団地と同様に当初は「志津川字沼田14番地25」という枝番がついた番地でございますが、このままでは現在の仮庁舎の番地である「沼田56番地2」でございますが、これでは職員だけではなくて住民にとっても非常に覚えにくい番地というふうになってございましたので、管財課を介しまして仙台法務局気仙沼支局に対して新しい覚えやすい番地の付与について上申しておりました。このたび登記官との調整によりまして、10月21日付で「志津川字沼田101番地」という新しい番地を付与していただきましたので、今般、新しい役場庁舎の位置について地方自治法第4条第3項の規定によりまして議員各位の同意を求めますのでございます。

なお、条例の施行日につきましては、改正条例の附則に規定のとおり、建築工期から約1カ月の余裕を見て平成29年10月31日までの間に規則で定める日としてございます。よろしくお願ひしたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第149号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第150号 南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第150号南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第150号南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、現在、「歌津字柘沢28番地1」と定める総合支所の位置について、支所建設の進捗等に照らし、平成29年7月31日までの間において、「歌津字管の浜60番地」に移すこととしたため、地方自治法第155条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総合支所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総合支所長。

○総合支所長兼地域生活課長（阿部修治君） 議案第150号の細部説明を申し上げます。

議案資料は9ページ、10ページ、議案参考資料は48ページでございます。

議案資料の10ページをごらん願います。

条例の改正内容につきましては、歌津総合支所の庁舎建築に伴い、設置位置を変更するものでございます。

10ページの上から4行目でございますが、設置位置を「南三陸町歌津字管の浜60番地」に変更するものでございます。

上から7行目をお願いいたします。施行日でございますが、総合支所庁舎の開庁予定から施行日を平成29年7月31日までの間に規則で定める日とするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 及川です。

支所長、きょうは初めての説明でご苦労さまです。

1つ伺いたいんですけども、たしかあそこ一帯が柘沢28の1、分筆しないでほとんどが柘沢28の1なんですけれども、この管の浜という地名はどの場所が、たしか老人福祉センターも柘沢28の1に入る囲いだと認識していましたが、管の浜はどこから管の浜になって、この60番地になったのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 総合支所長。

○総合支所長兼地域生活課長（阿部修治君） 平成の森の敷地につきましては、字柘沢28の1、それから字柘沢55、それから管の浜59ほか4筆、合わせて6筆から平成の森の一带の敷地となっております。それで、管の浜の60番地でございますが、平成の森の西側の駐車場、それから現在庁舎建築中の場所が管の浜60番地となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、今消防署と支所を建てている駐車場を含めたあの部分が管の浜60ということで、これは分筆しないでそのままの番地、60を使うんでしょうか。消防署の兼ね合いもあるんですけども、その辺は公共用地として全部を、全面積を60としての使用方法をとったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総合支所長。

○総合支所長兼地域生活課長（阿部修治君） 管の浜60番地につきましては、現在消防署を建築中の箇所の一部、それから総合支所につきましては全て管の浜60番地の中に入っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、消防署の場合はまた違う番号になるわけですか。あそこは支所だけが60番地を使って、隣の消防署は違う地番になるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総合支所長。

○総合支所長兼地域生活課長（阿部修治君） 今公図で確認しているところなんですけれども、消防署の建築場所は管の浜60番地と、あと一部が字柘沢28の1にかかっているように感じるところでございます。

○議長（星 喜美男君） それは分筆するということですか、消防署は。それを聞いている。管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 分筆の必要性のことを確認されているんですが、基本的には土地の用途そのもの自体が別用途で使おうとかいうんじゃないしに、建物敷地でありますので、土地分筆に伴う細分化は必要ないと考えられます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 伺いをしますが、この総合支所の完成がいつごろになるのか、現在の進捗状況、それらわかればわかる方に。本庁舎よりもかなり早い時期に完成するんだと言われてますから、できれば早いほうがいいなと思って伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 総合支所の開所予定日ですが、来年の6月5日を予定してございます。月曜日になります。前の議案でもご質問あるのかなと思ったのですが、なかったものですから、ついでお話ししますが、南三陸町役場の開庁予定日は来年の9月3日です。これは日曜日になります。業務の開始予定日が9月4日月曜日ということになります。したがって、来年の9月の決算議会は新しい庁舎で開催をするということになりますので、阿部 建さん、お待たせをいたしました。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）
ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第150号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第151号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第151号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第151号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階判定において特例措置を講じたいため、南三陸町介護保険条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決

定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、議案第151号の細部説明をさせていただきます。

議案書の11ページ、それから12ページの改正文をごらんいただきたいと思います。

本案は、提案理由にありますとおり、介護保険料の所得段階の判定におきまして、平成29年度における特例措置を講じたいため、条例の一部を改正するものでございます。

今回の一部改正の根拠につきましては、介護保険法施行令の一部が改正され、これが本年9月に公布されたことによるものでございます。

改正の内容につきましては、介護保険料の段階の判定の基準というものが現行の合計所得金額から譲渡所得があった場合に譲渡所得に係る特別控除を適用できるように措置されたものでございます。簡単に申しますと、公共事業などによる土地の譲渡所得を特別控除することによって所得として算定しないとしたことになるかと思えます。

このことによりまして、公共事業などで土地を譲渡した場合、譲渡した土地の翌年の所得が急増して介護保険料が例えば上の段階に上がってしまうといったことが回避されるといったこととなります。

この譲渡所得に係る特別控除の適用については、平成30年度以降政令改正がなされまして適用されることとなりますが、平成29年度は特例的に市町村が条例で定めれば1年前倒しして実施してよろしいといったことになりましたものですから、今回この条例の一部を改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。よろしくようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 特例措置ということですがけれども、これいつまで続けられるものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今説明申し上げましたとおり、30年度以降はもう政令が改正されてこのような適用になります。29年度は前倒しして実施してもよろしいですよということです。当町は29年度から行うということで、30年度以降はずっと実施されるというもの

でございます。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1年前倒しで特例が始まるということなんですけれども、この1年前倒しにしたことによって何人ぐらいの方が該当するのか、把握しているのであればご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今年度譲渡所得者のうち、65歳以上の方ということに限れば、現在17名ほどいらっしゃるということのようでございます。こちらのほうでその影響額を試算したところ、年額で100万円程度が抑制されるといった状況に捉えております。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 17名ほどで年額100万円、17名全員で、全部で100万という解釈でよろしいですね。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第151号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第152号 南三陸町林野条例及び南三陸町分収林設定条例の一部を
改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第152号南三陸町林野条例及び南三陸町分収林設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第152号南三陸町林野条例及び南三陸町分収林設定条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町林野条例及び南三陸町分収林設定条例について、両条例間における整合の確保、その他の整理を行いたいため、南三陸町林野条例及び南三陸町分収林設定条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） それでは、議案第152号の南三陸町林野条例及び南三陸町分収林設定条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては13ページから15ページとなります。

議案関係参考資料につきましては49ページから54ページとなります。

本案は、提案理由にありますように、南三陸町林野条例及び南三陸町分収林設定条例について、両条例間の整合、整理をしいたいため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案書の14ページをお開きください。

この改正条例は、1つの条例で2本の条例を改正する内容となっております。

改正条例は2条建てとなっております。第1条は林野条例の一部改正関係、第2条は分収林設定条例の一部改正関係について規定されております。

改正文につきましては、記載のとおりでございます。

議案関係参考資料49ページの新旧対照表のほうをごらんください。

改正内容でございますけれども、合併後から当該条例の見直しをしていないこともあり、条例間の整合性を図るため、用語、表現等、文言の整理をするものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

改正条例第1条関係は、記載の林野条例の一部改正になります。

現行条例で申しますと、第2条第1号の下線部でございますが、「森林経営の用に供してい

るもの」の部分につきまして「現に供し、」に改め、同条第2号の下線部「及び団体」の接続詞「及び」を改正案では「又は」に、同様に「団体」を「法人その他の団体」に改め、第5条中の「森林施業計画の編成」を「森林経営計画の作成」に改めるといった解釈に誤りがないように表現等を改め、文言の整理をするものでございます。

50ページをごらんください。

第6条第2項では、分収林設定条例との整合性を図るため、現行条例では分収林の経営のみ規定しているところがございますけれども、改正案では「設定及び経営」に改めるとともに、第10条第1項中及び第11条第1項中のそれぞれ「直営生産」及び「代行委託」の用語を他の条例の形式的統一性を図りまして定義、規定するものでございます。

52ページをごらんください。

改正条例第2条関係は、記載の分収林設定条例の一部改正になります。

主な改正内容でございますが、現行条例第2条第2号中がございますけれども、下線部の中の「団体」を「法人その他の団体」に改め、同条第3項中では分収林契約の用語説明を改正案のとおり括弧書きにいたしまして、第3条中では分収する樹木について、国有林野の管理経営に関する法律を参考に新たに分収木として記載のとおり定義するものでございます。

53ページをごらんください。

第6条第2項中では、長伐期施業の用語について森林法施行規則を引用せずに森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令を参考に定義、規定するものでございます。

このほか改正条例第1条と同様に表現を改める内容となっております。

次に、それぞれの改正規定の施行日でございますけれども、公布の日から施行という内容でございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりましたけれども、改正案、これ第10条で略とありますけれども、この後続くのか、これで終わりなのか、もし続くのであれば、この際、一緒に全文を改正したほうがよかったのかと思いますけれども、その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 林野条例のほうの10条ということでしょうか。（「はい」の声あり）林野条例の……。分収林の設定条例のほうでござ

います。この後は、分収林の設定条例第10条につきましては委任ということでございまして、この条例の施行に関して必要な事項は町長が定めるといような内容になってございます。ここのところは改正がありませんので、略ということでございます。そうですね、この条例につきましては10条まででございまして、11条以下はないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 略とあるから、この後あるものだと思います。この際だから、そう思ったんですけども、11条、10条以降ないのであれば、これでわかりました。理解いたします。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1点お伺いします。

関連だと思うんですけども、F S Cの町有林、現在どれぐらいあるのか。杉、松、その他。そして、今後の活用予定、ありましたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 現在、F S Cの認証林でございましてけれども、1,314ヘクタールでございまして、全体で。そのうち町有林のほうは813ヘクタールということでございます。こちらのほうの活用といたしましては、認証取得をしてからまだ間もないということもございまして、まずはF S C認証ということを認知していただくということで、議員ご承知のように、庁舎建設、今行っているところでございまして、そちらのほうにも現在活用させていただいているところでございます。

今後は、そういったことで、F S Cの認証材というのを認知していただきまして、よりよい材だということをおっしゃっていただければ次第に利用もふえてくるのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりました。そこで、今後の活用なんですけれども、できれば、よその施設もいいんですけども、町内でしたら生涯学習施設を予定しているみたいですので、そういったところで使っていただくのも一つのデモではないんですけども、モデルケースになるんじゃないかと思うんですが、そのところを検討しているのか。あと、もう少し大きい視点でいきますと、町長、いろいろ頑張っているようなオリンピック、国立に関しても、そのところをどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、役場の庁舎、F S C全体認証をとろうということで、その方向で今工事を進めておりますが、生涯学習センターにつきましても、これから建築に入るわけで、これから詳細設計入りますけれども、これも全体認証をとるということで、F S C材、いわゆる南三陸産材、それを使って建設しようということで、今指示をしております。

それから、オリンピックの関係でございますが、こちら隈 研吾さん、それからあとは建築会社のほうにもお邪魔させていただいて、南三陸産材の利用ということについては働きかけを行ってまいりました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。5番村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 林野関係ということで、最近町のほうでは林道の整備ということで、実は震災前に大雨が降ったときがございましたが、その後いろいろな林道が破壊されまして、車が通れない、人が通れないというような場所がかなり起きております。そういうふうなことで、林道の整備というのを町のほうでどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建設課で維持管理をしておりますけれども、現在のところ、地域森林計画の中にも新たな林道の開設という項目はたしかないと記憶しておりますので、当面は維持管理に努めていくということになるかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 実は、戸倉地区の沢に入るところ、一目瞭然なんですけれども、国有林等もかなりありまして、一時国策として山に杉を植えた時代がございまして、民地では手入れのされている山林もありますけれども、入ってみれば実は荒れ放題、F S Cはとったものの、そういう場所もあるということで、私たちがそういう大雨の前に入った地形とはもうまるで違う形になっております。恐ろしいというような感さえ受けるような環境でございます。そういう国有林ということもかなり入っておりますので、これは町の仕事で負えるような事業じゃなくなるような感もしておりますので、やはり国のほうにも働きをかけまして、そういう国有林というものがある限りは、そういう町として注文をつけて整備やらせてもらうということが大切なんじゃないかと思っておりますが、そのあたりどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 戸倉の国有林あるあたりでございますけれども、ほかの要件で上のほうに牧草地とかあるんですけれども、大盤平ですけれども、そちらのほうに行くルートとしまして、1つには国有林のところを歩いていく道路があるよ

うでございます。ですけれども、震災後はちょっと通行できない状況になってございまして、うちのほうといたしましても、現在そちらのほうに町の側から行けるルートといいますと、そこが一番現実的な道路になるのかなということで、林野庁のほうに若干お話をさせていただいた経緯もございます。そういったことで、国有林の関係でございまして、林野内にもございますので、今後も必要な場合はそういう働きかけもしてみたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 今大盤平のほうの道路ということもお話いただきましたけれども、こっち門前沢といいまして、大盤峠に入る手前のお寺のほうの沢のほうなんですけれども、やはりそれからあとずっと奥のほうにも沢がございまして。やはり一度現地を調査というかそういうことも必要なんではないでしょうか。ひとつそういうことを踏まえて、今後、何らかの形で調査をしてほしいなと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。終わります。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それでは、林野条例の7条ですかね。学校林、懐かしい言葉というか懐かしい文言であります。この学校林の現況といいますか、今成り行きがどうなっているのか、その辺あたり説明願ひたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 学校林につきましては、今ちょっと手元に詳しい資料がなくて大変申しわけないんですけれども、戸倉小学校の学校林とそれから志津川中学校、旧戸倉中学校の分ですけれども、こちらがあったかというふうに記憶してございます。現状につきましては、私もまだ行って検分したことがないものですから、申し上げられなくて本当に申しわけございません。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この条例では、「学校教育の目的を達成し」というような文言でうたわれているんです。あわせて、学校経営に寄与するというようなことなんです。どうなんだろうね、学校林のこれからの考え方はどのように教育の現場のほうでは捉えているんですかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 以前は、各学校に全てではないんですけれども、学校で所有する山林等がありまして、そしてそれを子供たちが植樹をしたり、それから下草を刈ったりとかしま

して、そしてあとは必要な時期になりましたらその木材を使って、そして学校の施設並びにそれに関連するものに充てたという話も聞きましたけれども、今は私の知る限りではほとんどの学校では学校林のいわゆる木材等を学校経営というか、ものに充てているという学校はほとんどないと思います。ただ、教育の目的の一つの中に、やはり植樹だとか、それから環境を整備するだとか、山を大切にするとか、それから自然を保護するというふうなそういう役目もありますので、その意味はやっぱり学校林というか森林を大切にするというようないわゆる教育的な目的は必要かなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうですか。私も、大分年を数えてきたんですが、学校時代は余りこういう教育も受けたことがないんです。どこの学校でも、今何か廃れてきているというところちょっと言葉が悪いですけども、離れてきているのかな、距離が出てきているのかなと思うんですが、特に我が町においてはF S Cとかというふうな認証を受けた町でもありますので、そういう観点から、やはり子供たちにも木を育てるというようなそのようなことを教育に取り入れていく必要があるかなと思うんです。現実的には今輸入物が多くて、それが大半を占めているような形ではありますが、やはり教育上、やっぱり木を育てていくというのは原点ではないのかなと思いますので、今後そのような考え方をしていたほうがよろしいのかなと思います。どうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員おっしゃるとおりだと思います。木を大切に自然を守るといようなそういう教育は学校教育にとって必要なことでありますので、今後、どういう形でそれが実現できるか、学校現場に働きかけていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 私は、分収林についてちょっとお聞きします。かつていろんな団体といいますが、数多くの方が町と分収林契約を結んで林業経営をやってきたわけですが、ここ数年議会でも提案されるのは分収林の販売、そういう契約であります。今の段階で何団体でどれぐらいの面積を契約しているか。それで、できれば樹齢等とか、さらには素材を販売してその後再度そういう事業を継続している団体があるのかなのか、あわせてお伺いをしたいです。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 分収林の団体数でございますけれども、

おおよそ200団体ということでございます。それから、こちらのほうで把握しているのは200団体ということでございます。それから、その面積につきましては、おおよそ500ヘクタールということでございます。それから、伐採後の植林等の状況ということでございますけれども、中には植林をいたしまして再契約されている団体もございますけれども、ここ数年のところは伐採して町のほうに返却するというような団体のほうが少し多いのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今契約を継続しているのが200団体、大体でいいんですけれども、よろしいですね。今契約しているこの200団体で、500ヘクタールで、これでよろしいですね。それで、あとは伐採後、再度植林とかそういう契約しているのもあると聞いたんですけれども、それが何か数ですると契約しないほうが多いとか、そういうふうな捉え方もしていいんでしょうか。私の記憶からすると、そんなに例えば10団体あったら1団体もそういう再契約をしていないんじゃないかなとそういうことで、今後のいろんな意味でのそういう環境保全とかそういう観点からしてもちょっと危惧している状況ですけれども、今の答弁だと契約をしないのと再契約するのと大体同じぐらいだというふうな私は捉え方をしたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。済みません、アバウトでよろしいです。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） たしか職員のOBの方とか持っている山とかそういったところで、震災前再契約されたというのはちょっと聞いております。それ以外にも、数団体、再契約されたということを知っておりまして、私もここ分収林の伐採の関係に携わっておりますけれども、最近におきましては再契約する、植林をするというところはちょっと少ないように思っております。はっきりした数字はちょっと押さえてございません。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。細かい数字はわからなくてもいいんです。担当課なもので、「聞いております」とかじゃなくてもっと「こうです」と断言、そういうふうな答弁をしていただければいいのかなと。そうじゃないと、ちょっと「こう聞いております」とかと、何かそうだと、どこにじゃ責任があって誰がそういう管理とかそういうことをやっているのかというそういう疑念も生じますので、その辺のところ、発言のほうはしっかりしていただきたいと、そういうふうに思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第152号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第153号 南三陸町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第153号南三陸町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第153号南三陸町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、公共下水道志津川処理区を廃止したことに伴い、所要の改正を行いたいため、南三陸町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第153号南三陸町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の55ページをお開き願いたいと思います。

本条例改正につきましては、ただいま町長が提案理由で述べましたとおり、志津川処理区の公共下水道を廃止したことによる所要の改正をするものでございます。

第1条に根拠法等について記載してございますが、現行では志津川処理区におきましては都市計画法に基づきます受益者負担金、伊里前処理区におきましては地方自治法を根拠とする受益者分担金を徴収しておりましたが、26年に志津川処理区について都市計画法に基づく事業廃止を行ったことから、条例の名称も含めて伊里前処理区にかかわる地方自治法を根拠とする受益者分担金条例に改正するものでございます。

第2条以下につきましても、主にこの志津川処理区の廃止に伴う文言の整理など、所要の改正を行うものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第153号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第154号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第154号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第154号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを

ご説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により改正された国の制度に準拠し、一般職の職員の給与について所要の措置を講じたいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第154号の細部説明をさせていただきます。

初めに、議案書の19ページの改正文をごらんください。

南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

これは、34ページまでの間、改正文では全部で5条建てとなっております、いわゆる施行期日の違いなどから同じ条例をさらに改正するといった手続となっております。

今回任期付研究員を含め全ての職員の給与を改定するものでございます。いずれも改正理由は同一でありまして、本年8月に出された国の人事院勧告に基づいて国家公務員一般職の給与が改定されたことに伴いまして国の制度に準拠して本町の職員の給与に関しましても同様の改定をお諮りするものでございます。

では、今回の給与改定の主な具体につきましては、議案関係参考資料の、これ新旧対照表を用いますと説明が煩雑になりますので、議案関係参考資料の85ページには条例改正の概要を取りまとめてございます。これを用いてご説明いたしますので、ご了解いただきたいと思います。

では、改めて議案関係参考資料の85ページをごらんください。

まず、第1として、全ての給料表を改定いたします。

人事院では、本年の民間給与との格差が国家公務員の行政職で0.17%あったということで、その格差を解消するために平均で0.2%、給料表の水準を上げる勧告がなされております。既に国家公務員につきましては、改正給与法案が可決成立し、法の適用を本年の4月1日にさかのぼりまして、また初任給については1級の初任給を1,500円引き上げるとともに、全体的には400円の引き上げの基本に改定がなされております。このように給与勧告制度につきましては、議員ご承知のとおり、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられておりますが、宮城県、それと仙台市等の政令市を除いた県内各市町村においては人事委員会が設けら

れておりませんので、給与改定に当たっては従来から国の人事院勧告を基本に行ってきたところでございます。当町におきましても、本年も同様に給料表の改定を行う考えでございます。

次に、第2として人事院勧告を基本にボーナスである勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げてまして年間を4.2月分から4.3月分へ引き上げるものでございます。

平成28年度にあつては、(1)の改正条例第2条関係、その表の下線部に記載のとおり、12月勤勉手当の支給割合を0.1月分ふやして0.8月分から0.9月分へ改正いたします。

また、(2)の改正条例第3条関係では、平成29年以降のボーナスの支給割合については、年間支給割合は4.3月分をそのままにいたしまして、下線部に記載のとおり6月勤勉手当と12月勤勉手当の支給割合を同じに改正する内容となっております。

なお、条例の改正文においては、一般職と同様に任期付研究員及び町任期付職員の給料表の改正についても国の改正法に準じた内容となっております。

次に、第3として扶養手当を平成29年度から段階的に改定いたします。

配偶者に係る手当をめぐっては、社会全体として共働き世帯が多くなるなど、女性の就業をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、国全体として少子化対策が推進されていることに鑑みまして、配偶者に係る手当額を減額し、逆に子に係る手当額を引き上げます。

具体的には、配偶者の手当を平成29年度からは現行の月額1万3,000円、これを1万円に引き下げ、さらに平成30年度からは6,500円に段階的に引き下げる一方、これまで扶養親族の定義の中で子及び孫とこれをしてきたものを子と孫に分類いたしまして、子に係る手当を現行の月額6,500円、それを平成29年度からは8,000円に、さらに平成30年度からは1万円に引き上げる改正となります。

孫や父母、祖父母等に係る扶養手当については現行のままとなります。

最後に、今回給与改定の対象人数でございますが、一般行政職230名、医療職103名、労務職18名の合計351名となります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番(高橋兼次君) 1点、国の勧告に基づいてというようなことではありますが、勧告するに当たって、その原因というのは民間との兼ね合いだと思うんですが、民間というのはどの部分を指しているのかなというような。我々見る近隣の中での民間でいくと、決して何も公務

員よりは高くもらっているようなそのような声も聞かないんですが、民間というのは、国はどの部分を指しているのかなというようなことをちょっと説明願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 役所の場合ですと、各職階ごとに給与体系が組まれていますので、民間の事業者においても一定の部課長職とか係長職、そういった職制のとられた事業所を対象にしないと官民の格差の検討ができないということで、今回は、毎年なんですけれども、企業規模50人以上、また事業所規模50人以上の民間事業者、これを抽出して全国の調査を行うということで、本年に当たっては全国約1万1,700の事業所、これに調査が入ってございます。宮城県におきましては、県全体で924の事業所があるそうでございますが、そのうち264事業所を無作為に抽出して調査を行っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 往々にして勧告に準ずるといふかそういう長年そういうあれが流れてきているわけなんですけれども、宮城県の場合、比較すると3分の1にも満たないところといえますか、そういうところを調査して比較されるんですが、そのほかの方々、そのほかの企業も必ずしもそうではないと思うんですよね。その辺あたりをもう少し明確な調査といえますか、国のほうでも、国がやることだから町がどうこうとなかなか言えない部分があるんだろうと思いますが、もう少し下のレベルの方々の給料も捉えながら勧告というものに準じたほうがいいのかというふうな思いもしたんです。終わります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これ任期付研究員とありますけれども、当町に任期付職員はそういらっしやらないと思われましてけれども、今後ともこういう方がふえてくるのか。そしてまた、この給料月額というと、当町に採用された場合、何号俸から入っていつているのか。ただ、この給料月額表を見ますと、4、5、6号は10万円ほどずつ上がっています。1、2、3はそうでもないんですけれども、5万程度ですけれども、この辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 最初の条例改正の部分の任期付研究員でございますけれども、当町には現在1名もおりません。任期付研究員はおりません。今後、予定といたしまして、例えばネイチャーセンター等が新しくもし復活させる場合においては、そういった専門の研究員の方を招聘する場合も考えられます。給与の決定に当たっては、採用される方の前歴等を計算して行いますので、一概に何号俸からスタートということにつきましては、ちょっと答弁

は今できない状況でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。8番佐藤宜明君。

○8番（佐藤宜明君） 8番佐藤宜明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

内容はわかったんですが、総務課長、口頭で説明いただきましたが、従来の資料ですと、ただいま申し上げた人事院勧告、その背景とか、給料はこういう格差があつてこういう率になります、期末手当はこういうふうになります、勤勉手当はこうなりますと。いわゆる改定の、改正の基本となる背景が資料として添付されておつたような気がするわけでございますけれども、そういうものを添付していただければ非常にわかりやすいと。総務課長から口頭でこうだこうだと比較言われても、なかなか議員理解できませんので、今後そういう資料にしていただくようお願い申し上げて、終わります。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 資料不足、おわび申し上げたいと思います。本年の1月に改定した際にもこのような形で資料を用意して説明した経緯がございましたので、同様の説明内容にさせていただきました。毎年のように人事院勧告でございますので、もし来年同様の改定がございましたらば、人事院勧告の内容等も取りまとめてしっかりお示ししたいと思ひます。大変失礼いたしました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 扶養手当なんですけれども、配偶者の分を下げられるということで、先ほどの説明では女の人も働いているからいいんじゃないかみたいな、そういう状況にあるとお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今税制改正も検討されていまして、いろいろ議論もされていると思うんですけども、やはり子育てしやすい環境を整えていかなければいけないということで、全体の扶養手当の総枠は余り動かさないで配偶者の部分を減らして子供のほうに持っていくということで、公務員全体としても配偶者の扶養控除をとっている割合が年々少なくなつてきているといった状況に鑑みまして今回の改正がなされたようでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この人事院勧告につきまして、これまでも何度か質疑をさせていただいておる関係上、今回もまた提案されておりますので、内容につきましてはわかるんでありま

す。この人事院勧告と、要するに私どもの町のように地方自治体との関係とといいますか、人事院というのは昭和22年に人事委員会というものが設置されて、その後、翌年に名称が改正されて人事院というようなことになった経緯だそうです。その目的、人事院の果たす役割とこのを見ますと、国家公務員にはストライキといいますか、そういったことが許されない。したがって国家公務員はそういった労働条件、あるいは給料体系についてのストというものが禁止されている。しかしながら、労働条件なるものを確保しなければならないがゆえの人事院の設置というようになられているようであります。それを見ますと、地方の公務員、今総務課長ですと人事院がない、ある、仙台、宮城県を除く宮城県内の市町村ではストライキはしてもいいんだというような、私の解釈ですが、そういったストライキというのは許されるのでしょうか。国家公務員はできないと。そのために人事院を設置して労働条件なり生活の確保ということで給料のいろいろな改正、勧告ということになっているんですが、地方公務員の方々についてストライキというのは許されるんだかどうなのか。その確認とといいますか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 説明内容でちょっと不十分な部分があったかと思えますけれども、地方公務員につきましても、地方公務員法で労働基本権の一部制約がございますので、争議権は認められてございません。したがって、他の人事院勧告とか、県の人事委員会の勧告をもとにして給料表の改定をこれまでも行ってきたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） やはりそうしますと地方の公務員もスト権というんですか、ストライキ権というんですか、それは許されないということであれば、これはやはり人事院勧告というものを遵守といたしますかしくはなくてはならないのではないのかなと。賛成討論ではありませんけれども、了解をいたしました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第154号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1 1時59分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

14番三浦清人議員より退席の申し出があり、許可しております。15番山内孝樹君が着席しております。

日程第9 議案第155号 南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第155号南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第155号南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、雇用保険法の改正に伴い、65歳以上の方への雇用保険の適用拡大や多様な就業機会の確保を図るための措置が講じられたことから、南三陸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第155号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の86ページをごらんください。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、これの新旧対照表でございます。

備考欄に記載のとおり、いわゆる大もとの雇用保険法が改正されたことに伴いまして、関係する当町条例の規定を改正するものです。

今回、第15条の2退職手当の条文の第6項中、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」へ名称を変更すること。それとあわせて、第8項中の「広域求職活動費」を「求職活動支援費」へ、それぞれ名称を変更するのが改正部分でございますが、条例改正の主なる要因につきましては、町長、提案理由で申し上げましたとおり、口頭で申し上げますが、従前、雇用保険法における雇用保険の適用年齢、これについては65歳以上については65歳に達する以前から、例えば64歳から引き続いて雇用されている者のみが高年齢継続被保険者という名称のもとに雇用保険の対象としておりましたが、いわゆる高齢者の就業の促進及び継続雇用を図るために65歳になっても雇用される場合は雇用保険の適用とされることになったことによるものでございます。

条例の施行期日は、法令の施行日に合わせて平成29年1月1日としております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の説明で幅が広がったことはわかるんですけども、その中で1点だけ、同条第8項中、広域求職活動費が求職活動支援費に改まったわけですけども、この内容をむしろ広域とついていたほうが広域的に求められるからいいのではなかろうと思うんですけども、どのようにこれが名称が変わることで中身も変わるのか、ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回、その部分につきましては、特に高齢者に限ったわけではございませんので、主たる改正要因から外れているんですが、例えば求職活動をする場合に、これまで遠隔地に参ったときは往復300キロ圏域であれば就業の活動支援費のような形で補助対象になっていたということですが、それが往復300キロからまず200キロに短縮されました。もう少し広いエリアに行っても対応できるといった状況下になってございますし、また、例えば求職活動をする際に子供の一時預かりをしていただいて仕事を探しにいかなければいけないといった場合にも求職活動支援費に含まれるということで、全体的にこの名称が変わったわけでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、300キロから200キロには減って広域的には狭まったと。しかし、その反面では、子供を預かるところが拡大されて支援費ということになったという解釈でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） お見込みのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第155号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第156号 南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第156号南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第156号南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、主任介護支援専門員の更新講習が義務づけられたことから、南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第156号の細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては、38ページに改正文が、議案関係参考資料は87ページの新旧対照表をごらん願いたいと思います。

本案につきましては、ただいま町長から申し上げましたとおり、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

省令の具体の改正内容につきましては、介護支援専門員の研修制度が今回見直されまして、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネの研修に更新制度が導入されたといったものでございます。

簡単に申し上げますと、これまでは主任ケアマネの研修を終了すればその時点で資格が付与されておりましたが、今回の見直しによりまして5年を超えない期間ごとに都度都度更新研修が義務づけられたといったこととなります。

当町の条例につきましては、介護保険法施行規則に準拠したものとなっておりますことから、省令の改正と同様に条例の一部を改正いたしまして、主任ケアマネの更新研修について明記をしたものでございます。

なお、当町では現在主任ケアマネ資格のある職員は3名おりますので、来年度以降、この更新研修を受講する予定としてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ケアマネジャーの5年ごとに更新の研修を義務づけたということですが、義務づけなくちゃいけないような背景はどのようなものだったのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 改正の背景でございますが、ご承知のとおり、現在地域包括ケアの推進など、主任ケアマネジャーに求められる役割といったものが複雑多様化してございます。それで、その時代時代に即した対応ができるようにということで、5年ごとの研修を義務づけられたといった内容になっておるようでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 漠然とした話で申しわけないんですけども、これまでやっぱり5年を過ぎると何か問題とか不都合というのが具体的に起きたことというのはあるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 特段そうした事象等の報告は受けておりませんが、国においてより一層そういった地方包括ケアの推進、それから介護に係る役割といったものの充実を図るために見直しがなされたものと理解をしておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これから当町に、3名というお話ですけれども、今後将来にわたってこの辺が人数的にふえていくと思われまますけれども、その辺、どのように考えておりますか。現在のところ3名というお話なんですけれども、今後、このケアマネの資格を取る方がふえる要因があるのかどうかということです。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現在主任ケアマネ3名、それからケアマネジャー、介護支援専門員の有資格者も数名ございます。この方々については5年ごとに研修、更新を受ければ、さらに主任ケアマネという資格は受講により得ることはできると思います。町として必要な人数ということでの捉え方であれば、この条例の4条に記載のとおり、3,000人から6,000人未満については1名という基準でございますので、町としては十分に基準は満たしているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今3名の人がいると。これからもその3名の人たちが受講していくというお話なんですけれども、もしそういうことが、この人数からいくと1人で足りるからいいではなくて、今後、この包括の仕事が大きな仕事となっていきますので、そういう点を考えるとケアマネの免許がある方は5年の更新にできるだけ更新させていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか、その点は。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ちょっと説明不足だったのかどうか。現在3名いらっしゃる方々については、先ほど申し上げましたとおり、来年度以降、順次更新研修を受講していただく予定としておりますし、現在ケアマネジャーの資格をお持ちの職員については、新たに主任の資格を取るように今後も継続して受講していくといったことをお話ししたつもりでありましたが、改めてそのように説明をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そういうことであれば了解します。ずっとその方が同じ部署にいるとは限らないので、できるだけそういう受講を幅広く受けさせていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第156号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第157号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第157号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第157号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、宮城県発注の2級河川水尻川災害復旧工事に伴う南三陸町水尻ふ化場建設工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 初めに、資料の差しかえをお願いいたしましたこと、大変申しわけございませんでした。おわびを申し上げます。

それでは、議案の細部説明をさせていただきます。

本案につきましては、現在使用しております水尻ふ化場の施設が県の河川堤工事に係るため、移転の必要が生じておりました。その移設に係る費用補償について交渉が長らくかかってまいりまして、このたび補償のめどが立ったことから、9月の議会で予算を補正させていただいたところでございます。

本件につきましては、その予算の執行において契約を締結することについてお諮りするもの

でございます。

まず、差しかえをさせていただきました88ページに当たる資料をごらん願います。

3番の工事概要から申し上げます。

ふ化場の建設面積でございますが、3,191平方メートル、その中に整備される施設でございますが、事務所倉庫、それから自家発電倉庫、これらにつきましては既存のふ化場から移設を行う計画でございます。飼育池881.85平方メートル、そのほかに貯水槽、井戸などの施設が整備されるものでございます。

入札の結果でございます。参加事業者につきましては、株式会社阿部伊組1社、落札額は税抜きで4億2,700万円であります。保証金、前払い金は記載のとおり、工期につきましては契約締結日の翌日から29年3月31日とさせていただきます。

それでは、つづりのほうの資料をごらんいただきたいと思えます。めくっていただき、89ページをごらんいただきます。

89ページには仮契約書の写しを添付させていただきました。さらに、1枚めくっていただき、こちらは位置図でございます。90ページのほうに位置図を示させていただきました。場所は、志津川字竹川原ということで、もう少し見やすい現在の施設との位置関係は、1枚、2枚めくっていただき、92ページに色のついた資料がございます。こちらが見やすいかと思えます。

ピンク色に着色されてあるほうが現在の施設の位置でございます。ここから約80メートルほど上流部に緑色で着色した箇所が新たに整備されるふ化施設の位置でございます。この緑色の部分と新たに河川等をどのように整備されるかというところは、1枚戻っていただきまして、91ページのほうが見やすいかと思えます。水尻川が河川堤とともに大分幅広く整備されます。ですので、その水尻川の河川堤に沿った形で新たなふ化施設を整備する計画でございます。

続きまして、2枚めくっていただきまして、93ページをごらん願います。

ふ化施設は、基本現在使っております施設と同じ規模の整備ということになります。幅が1.8メートルの長さ15メートルの水槽が18本整備されます。これによってふ化計画であります500万尾の稚魚の飼育を実施し、小森と合わせて1,000万尾のふ化放流計画を実施していくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 水尻のふ化場の建設ということで、ちょっとこれ関連になると思うんですけども、この前使い始めた小森のふ化場のほうの現在の状況というか、どのような形で推移しているのか。何かことしは少なくとも大変だということ、私もこの前初めて行って現場を、ふ化場を見せていただいたんですけども、立派なふ化場なんですけれども、少し稚魚のというか卵の集まりが芳しくないということなので、そこのところと、あともう一点は、先ほど課長の説明でもあったんですけども、河川の工事をしているんですが、例えば工事の方法でなるべく遡上に優しい工法というんですか、そういったやつがあるのか、もしあってそういったやつを採用していたのかどうか、その確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 関連でということで、ことしのふ化事業の状況のご質問でございますので、お答えさせていただきたいと思います。総じて申し上げますと、議員ご心配いただいておりますとおり、サケの回帰の状況が水揚げを含めて低調であるところはまさにそのとおりでございます。その中から今できるだけまずは自河川でとる努力ということで実施しておりますが、そもそも海のほうに戻ってきている数が少ないということで、今現在自河川で約50万粒ほどの確保を行っております。もうはるかに不足しております。そういったことから近隣の河川のほうから移入を行っております。北上川と江合川とそちらのほうからの移入卵で480万を確保いたしました。さらに不足しておりますので、海産親魚ということで、海からふ化といいますか採取が可能なところまで熟した魚体からの海産親魚で現在56万ほどですか、確保しております。これら合わせて現在トータルで580万という状況でございます。まだまだ1,000万を目指す上では十分な確保ができておりませんので、今後さらに小泉川とか近隣の河川、さらにはそれ以外の河川においても確保が可能なおところをお願いしながら探している状況でございます。

それから、河川の工法についてのご質問ですが、優しい方法ということで考えますと、やはりデリケートなものですから、水質の変化をなるべく与えないようにということでは、井戸の近くを現在避けて全て工事をしていただいている状況でございます。こちらのふ化事業が終了してから近くの工事をしていただくなどの工夫をしながら、ふ化事業に最大限配慮しながら実施しているところであります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁でわかったんですけども、もう一点、工事に関してなんですが、今回つくるところの井戸も大切なんだろうけれども、現在、例えば水尻ですと

橋桁とか工事しているんですが、そういった工事の手法というか、そういう方法をやっている中で今回のような稚魚というか、遡上に優しいというか、例えば魚道をつくるとかそういったいろんなあれがあるんでしょうけれども、そういったことの旨の質問でもあったので、そここのところの答弁をお願いしたいと思います。

あと、もう一件は、こういった形で現在先にオープンした小森で苦戦しているようだけれども、今回この水尻のやつもできて、今後、サケの遡上というんですか、そこが以前のように回復するのかどうかというか、そういう見通し及びそれに対する努力といいますか研究等はどのようにしていくのか、そここのところだけ伺っておきます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） まず、工事の関係ですけれども、やはりこの時期にサケが遡上してこないことにはふ化事業に大きな影響が出るということで、工事側と打ち合わせをしまして、その魚道確保をしっかりとしながら工事を進めるとか、あるいは濁りとか、いずれこちらのふ化事業への最大のご協力ということで配慮していただきながら工事を進めていただいている状況でございます。

先ほどちょっと申し漏らしてしまったのですが、実はその苦戦というところの状況につきましてですが、これ今年度、ことしのサケの回帰の状況というのがうちの町だけが少ないという状況ではなくて、北海道から岩手をかけて全国的にサケの回帰が低くなっております。本来的には南三陸町の4年前の放流数が少ないものですから、300万だったものですから、非常に状況としてことしは苦戦が予想されておったんですけれども、どうもほかの河川への回帰も十分でないということから、移入のほうも厳しいという状況がございます。これの原因については、県の水産事務所のほうにも問い合わせたりするんですが、どうもわかっておりませんで、ことしが少なかった分、例えば来年に繰り越されるとかということが期待できるのであればいいんですけれども、それらも全く県としてもそういった確実性みたいなこともありませんので、いずれにせよ、しっかりと放流していくということだけが確実性を高める方法でしかないと思いますので、これから今年度確保されるものもなるべく多くを放流しながら、資源確保をしていくことが大事なんだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） ちょっとお伺いしますが、この水尻川の水系のふ化場につきましては、震災前からあちこちといういろんな場所を物色しておったという経緯があるわけですね。それで、そっちこちやって何か水質が悪いとかいろんな問題が出まして、ようやくここに

落ち着いたという経緯のようでございますが、水質は大丈夫なんですか。あと、水量。そういうところは大丈夫なのか、1点。

それから、震災後、この地域はいわゆる農業基盤整備の一つ範囲になっておったという形がございますが、もちろん県営事業ということでございますが、それとのこの町の事業とのいわゆる整合性というか、かかわり合い、その辺がどうなっておるかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 水質・水量の関係でございますが、水量・水質自体は調査をしながら確保が確実だということで今回の場所を選んでおりますし、もう一つは工事を進める上で、やはり河川堤工事並びに現在の施設撤去の工事との兼ね合いで下流部にはどうしてももう難しいということで、施設のやはり上流の位置で水質・水量の確保ができる場所ということで現在の場所を選ばせていただいております。

農業基盤整備事業との兼ね合いでございますが、本来、農業、いわゆる圃場整備事業、廻館地区の圃場整備事業が完全に完了した上でこの事業が実施できれば非常に土地などの確保においても手順よく地域の方々にも済むんですけれども、短期間の間での復興事業ということでございまして、圃場整備事業の途中の段階において既にそこが最終的には個人の方々からの土地を集約しながら町有地として集積されるというような計画に基づきまして先ほど申し上げた水質・水量を含めてふさわしい場所としてこの計画用地を選定させていただいた次第でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） この場所の選定と決定したのは、いつごろなんですか。何か私から言わせれば、いわゆる基盤整備の事業と整合性がないというか、どの段階でこのふ化場をこの位置に建設するという形が決定されたんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 最終的には今年度の中でということにはなるんですけれども、先ほど申し上げた水質を含めての調査自体はもう2年ほど前から場所の選定の話はいろいろ模索しておりましたので、この箇所自体に行けるというような判断自体は本当に先ほど申し上げました条件が整った段階でということでございますので、県との交渉、その場所で始めているのは昨年、一昨年前から補償についての交渉は始まってございました。場所自体の決定は昨年度中というような状況だと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 場所の選定は昨年度中。昨年度中なんですか。昨年度。何も私こだわるわけでないんですが、もう少し町でそういう、昨年度であれば、とっくにこの土地の所有者とか話があってもしかりなんだろうと。今この段階になって、いわゆる基盤整備の用地として換地がある程度方向づけになったという形の改めてここにふ化場を建設しますよというふうな、余りにも計画にずれがあるのではなかろうかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 選定自体はやはり井戸が優先しなくてはいけなかった事情がございまして、そういう意味では幅広に適地を調査する活動は早く始まっておりましてけれども、県の工事との調整も含めて確定できる時期というのはやはり昨年度県の工事とのすり合わせの中で決定するよりほかなかったんですけれども、冒頭申し上げたように補償の調整にはやはり非常に時間がかかったものですから、早目にそういったお話は進めさせていただいてはまいりました。ただ、とにもかくにもそこは圃場整備事業を前提にしながら計画を考えていくという手法をどうしてもとらなければなりませんでした関係で、地域の方々へのご説明という部分では、県との交渉も含めて決まらないうちは何ともご説明のしようがなかったという事情がございまして。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） ですから、話は、町の計画では、相当前から計画あったわけでしょう、恐らく。だとすれば、その基盤整備のいわゆる換地というかそういう県との絡みの中で、やはりここはこういうふ化場の予定地になりますよという一つの形の中で事業が進行すべきではなかったんだろうかなと私は思うんですが、いわゆる地権者というか、私も含めてですけども、大変申しわけございませんが、全然寝耳に水のような形で急浮上したような印象をどうしても否めないんですね。だから、その辺の形で、今課長が一昨年、昨年とか言いましたが、そういう計画があるならば、もっともっと従前にそういう話を地域というか浮上させて理解を得るとかそういう方法をとるべきじゃなかったかなと思いますが、もう一回、その辺。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ご指摘の意味は、いずれにせよ、河川堤の計画があり、町として現在の施設を使い続けることが不可能だということがわかっていて、どこかに場所を移さなければならない状況があることを地域の方々、土地所有者の方々に広く情報を流しながら整備を進めるべきではなかったのかという意味でおっしゃるのであれば、確かにそういった

ことはあったのかもしれませんが。ただ、申し上げておかなくちゃいけないことは、今回のこの事業そのものがやはり確実にそのことを実施できるという段階にできた時点というのは、大変申しわけないんですけれども、圃場整備事業の計画ありきの中で決定をさせていただき進めさせていただいてきているということから、大変申しわけありませんでしたが、地権者の方々にとってみれば補償工事によって土地の買い上げでありますとかそういったことができたのかもしれないんですけれども、圃場整備扱いの中で土地の、用地の確保をさせていただいてきたというような状況がございますので、大変申しわけありませんが、そういったご理解をいただければというふうに思います。（「議長、もう一回いいですか」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ちょっと5回になるから、そこ誰か補足できないの、そいつ。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 計画等については今課長答弁したとおりですが、実はこれ大変苦戦をしました。というのは、あそこの県工事によってこのふ化場の場所を移動しなければいけないということで、県にふ化場の整備の財源の措置をお願いしてきた経緯があると。実はこの話をもっと言うと、前の遠藤副町長までさかのぼります。遠藤副町長が何回か県のほうにも行ったんですが、いわゆる県で補償するのは、あのふ化場の残存価格しか認めないということなんです。これは違うよねと。やはりこれは県の事業のためにふ化場を移動しなければならぬので、一定程度の県としての財源保障をしていただかないと町としては大変困るということで、これせめぎ合いがずっと続きました。県のほうも譲歩していただいたんですが、結果として、それが決まったのがそう遠くない時期に決定をしたということがありますので、ですからそういう状況の中で、地域の皆さん方に大変、佐藤宜明議員もおっしゃっているように、地域にもう少し話を通してということだったんですが、おっしゃるとおりなんです。おっしゃるとおりなんです、残念ながら財源の問題がクリアできなかったというのがずっと続いておりましたので、そういう意味で大変ご迷惑をおかけしたというのがありますので、ここはひとつ情報提供しなかった点についてはおわびを申し上げますが、ただ内情としてそういう県との駆け引きが何年も続いたというのがありましたので、そこはひとつご理解をいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろと県の補償といえますか、内容あったようではありますが、この構造について、八幡のときも井戸の構造を説明いただきましたが、井戸の構造は今回どのようになっているのか。井戸に対する経費は幾らぐらいかかったのか。その辺と、それから先

ほど前者、水量は大丈夫かというようなことだったんですが、水量は大丈夫だというようなことでもあります。それと、今心配されている確保数、卵の確保なんですが、海産親魚を手がけ始めたばかりであります、海産親魚の技術面での進歩というのは、今あるのかなのかです。これは、ことしの3月ですか、質問させてもらったんですが、こういう状況が想定されるので、この海産親魚の技術は確立しておくべきじゃないのかというようなことは申し上げさせていただいております。その後の取り組みと申しますか、若干でも向上しているのか、していないのか、その辺あたりをお聞かせ願いたいと思います。

それから、このタイムリミットと申しますか、最終放流から逆算してきていつまで卵をとればいいのかと。それまでにどれだけ卵を確保できるのか、その見通しなどをお聞かせ願えればよろしいんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 申しわけありません。個別の井戸だけの部分の予算というのは、申しわけないんですが、今手元に資料を持ってきてございませんで、設計の金額としてどうなのかということであれば、後ほど。（「構造だけでいいです」の声あり）構造だけでよろしいですか。構造的には、小森と同じような方法で地下にそのまま掘って地下水をそのまま集めるという方式なんです、今までの井戸よりも径の大きなものにして水量を十分に確保するということで進めてございます。同様に水質も調査済みでございますので、安定した水質・水温の確保ができるということの確認をした上で計画を進めさせていただきました。

そして、海産親魚につきましては、まず見通しのほうからでございますが、去年よりも回数をふやしながら魚卵確保するというところで鋭意努力しているところでございますが、結果的に放流する最終の放流時期を逆算していったのリミットというのがやはりありまして、それでぎりぎりまで努力して恐らく今のペースでいくと海産親魚だけで200万がいっぱいいっぱいかなというような状況で一応見通しを立ててございます。海産親魚の分だけで200万。ですから、先ほど申し上げた数字も含めてトータルすると700万という数字が今見える数字かなというような状況でございます。ですので、それ以外の移入卵というところの努力を今続けているところでございます。

それから、昨年ご指摘いただきながら今年度に向けた海産親魚技術の部分でございますが、岩手のほうの先進地などの情報を県を通じてとにかく宮城県にしっかり導入してくれというお話はこちらかも要望しながらご指導いただいて今進めているところであります。去年の報えなかったと申しますか生存率の低さという部分を克服するために現在行っている方法は、

漁を行ってから40分以内に採卵ができるような流れをとるように技術を工夫しております。
それから、持ってくる魚についても、1匹ずつ並べながら、圧をかけないようにしながら運んでもらうとかという具体的な工夫を改善して今年度は実施しております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） その井戸についてなんだけれども、小森と同じだということだと、井戸、水量に不安が残るんですよね。その構造だと、ある程度そこにあたりほりから集めてきて使うということですから、そこにすんとその水脈があるわけではないために、いろんなところから集めてきてそこを一つの堀としてからにくみ上げて使うというようなことなんでしょう。そうすると、いろんなこれから水質に関しての問題とか量に関しては危惧される面が見え隠れするんですが、その辺あたり、これからどのように対応していくのか、お考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

それから、海産親魚ですが、海産親魚の一番大事なのは短時間で丁寧に素早くやるということがこれが一番の基本でしょうが、なかなか難しい面もありまして、去年あたりですとふ化率が47%ぐらいだったのかなと思うんですが、そういうようなレベルであるので、卵の確保だけは多くしておかないと、予定した放流尾数が大幅に下回る可能性も出てくるわけですよね。ですから、他の河川からの移入ももう少し考えておいたほうがいいのかなと。

それで、先ほど課長がどこでも苦戦していると言うものの、大川ではもう安心だとけさ言っているんですよ。小泉に若干よこしていると言っているんですよ。ですから、小泉までよこすんだったら、南三陸町にも少し分けてくれというぐらいやっぱり折衝してみるべきかなと。もう既に安心しているんですから、大川あたりは。今後の取り組みを聞かせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 卵の移入につきましては、本当にお願いをして向こうの協力を得るよりほかないんですけども、まだ本吉も十分に確保できていないということから、まずは自分のところのものを確保した上で、その後に揚がってくるものが分けられればというような条件つきの中で、現在お願いできるところにはお願いして進めておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

海産の部分ですけども、揚がったサケが、雌ザケが全て使えるということにはやっぱりありませんので、成熟したものを選んで、そしてやると。すじこ状態ではもう受精も何もできませんので、そうなってくると本当に使えるものだけ丁寧に丁寧に集めてやると。それを使

えるところは全て使って受精、ふ化事業に持っていきこうという取り組みをしておりますので、もう少しできるところ全ての努力をして確保していきたいと思っております。

水量の部分につきましては、やはり規制の問題もありますので、法律上の決まりもありますので、やみくもに広げてということはできませんけれども、しっかり水質・水量の調査を事前に行っておりますので、その調査結果等、実際につくったものの差異が生じるようであれば、また新たな手だてなどもそのときは考える必要があるかと思えます。現在のところは調査結果に基づいて進めるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） その井戸に関しては、さらにさらに注意して見守りながら対応していただきたいと。

それから、課長、大変でしょうが、恐らくことしあたりが山でないかなと思うのね。あとだんだんよくなってくるかもしれないから、もう少し頑張って放流、進めるようにお願いします。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 時間、2時ですけれども、私もこの集水井戸、前者、いろいろ質問しています。100ミリを20本というふうに示されております。これはどういうものなのか。打ち込むのか。100ミリのパイプを20本使ったと書かれている。何メートル打ち込むということなのか。それと、今課長のいろいろな説明を聞くと、井戸を掘るような手まねでこうして手で作っているから、これは掘るのかと思ったり、量的なもの、大事なことです。

それから、水温です。一番大事なものは水温。果たして、私は打ち込みであればボーリングするのか、それとも打ち込み方法もある。いろいろあるんです、井戸には。どのような方法をとったのかなと。大体水温は何度を見ているのかなと。その水温によってふ化率、いろいろ大きく違うんですよ。何度ぐらいが適当で、ふ化に適した水温であって、今ここで、この場所が何メートル地下にそれに適した水温があるのか、どのような形の取水を考えているのか。あそこの上、大雄寺の上のほうにある池は、あそこは出ないんですよ。ふ化は、冷たくて。果たしてこの場所がシロザケだから適温なのかな。深く行けば行くほどある程度のものがあるかもしれない。そうなってくると、今度は量も少なくなる。その辺あたりは課長はどこまで把握しているのかです。非常に微妙ですよ。これつくってしまうと大変ですよ。つくってしまったって水温が低いから出ないのか、水が足りないからとか、こんなことがあったら大変ですよ。4億、約5億近く金使うんですよ。水の水量と水温がもう絶対条件ですので、この

辺の曖昧なんですよ、今説明は。こうして掘るような格好してみたり、その辺、余り課長把握していないんじゃないですか。ボーリング方式なのか。直径100の20本というのは一体何を示しているのか。私はこれを挿すのかなと思うんですけども、これは何のどういう内容なんですか。水が何度なんですかね。それら、まあわからないよ、これ専門的なことだから。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時04分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部 建君の質疑に対しての答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 水質・水温の関係につきましては、私のほうから回答させていただき、大変恐縮ですが構造のほうは建設課長のほうに回答をお願いすることにいたしましたので、よろしくお願いいたします。

まず、水質・水温、水質自体は伏流水になっておりまして、飲料水基準を満たす水質であることということクリアしておりまして、水温的には10月から3月の水温で幅がございまして、10月で16度、3月で7度ということで、気温に応じて変化するというものでございます。

水量につきましては、毎分6トンをかなえる状況になってございます。それをかなえるための集水の仕組みなどは、やはり構造的なものになりますので、建設課長にお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、井戸の構造についてご説明申し上げます。

井戸でございまして、主たる井戸が直径5メートルの円形のものでございまして、深さが12メートルほどの構造物になります。それで、水脈が地下7メートルの位置にあるということで、それより若干低い位置に有孔管を横方向に約20メートルほどボーリングをしながら設置をします。これが約20本でございまして、それで、要は暗渠管でございまして、広範囲から水を井戸のほうに集めるという構造になってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） そうすると、水温は10月で16度、3月で7度、ふ化の時期は今ですね。いわゆる11月から12月中旬ぐらいまでですか。一番大事なのは今なんで、10月とか3月は余りはかる必要はないの。問題は今の、変わりますからね、水温が。深さによっても変わる。そんな状態なので、今何度なのかということは聞かなかったのですか。このどこかのころだ

ということなんでしょうかね。今が一番重要です。私が聞いたのは、何度がふ化に適している温度なのか課長がおわかりですかということを知っているの。そこは忘れたのか聞かないでしまったのかわかりませんが、それはそれとして、もう一回答弁していただきますが。

それから、井戸の構造、結局100のパイプは暗渠パイプだ。それを引いて、周囲からそこに暗渠するため井戸にするんだ、20メートル。深さ25メートルですか。深さ20メートルね。

(「12メートル」の声あり) 12メートル。伏流水だ。伏流水というのは、気候でどんどん変わるんですから、本当は伏流水ではうまくないんです、本当は。地下水でなくちゃ。小泉あたりのやり方は全然違う、やっている今聞いているのは。小泉は太いパイプ1本使っているんですから、差し込みで。その中に水中ポンプを入れる。今、パイプ、20ぐらいのパイプでも、細い水中ポンプあるんだから、すぼんと入る。建設課長はある程度わかっているだろうけれども。そういうものを行っているんです、ふ化場は特に。どこのどなたが設計したかはわかりませんが、恐らく4億も5億もかけるんだから、間違いのないことをやるんでしょう、恐らく。その自信のほどはいかがなものか、それらを伺いして、これきりありませんから、絶対に計画どおりのふ化ができるよと。そのうちにサケもどんどん上ってくるよと。そういうような自信のほどが課長にあるのかどうか。あってもらわなくては困るんだ。今この南三陸町の本当のシロザケ、これはもう命ですから。もう震災前の10分の1しか来ないという、ことしは。去年以上少ないんでしょう。そんな状態の中で、やはり真剣に取り組んでいただきたいなと思います。間違いのない立派なふ化場をつくることを望んで私は質問を終わります。答弁があれば、答弁をお願いします。

○議長(星 喜美男君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高橋一清君) いいですか、済みません。確保できる水温、水の温度で申し上げましたが、現在は13度ということでございます。いずれ早い時期は10月からふ化事業を始めるといって幅広に申し上げましたが、現在の水温で13度ということでご理解いただきたいと思います。

○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第157号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第158号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第158号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第158号工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案は、平成27年度寄木橋外1橋（撤去）橋梁災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第158号の細部説明をさせていただきます。

工事名は、平成27年度寄木橋外1橋（撤去）橋梁災害復旧工事でございます。

現在、歌津伊里前地区で進められております伊里前川のバック堤工事に支障となるため、寄木橋、それから汐見橋を撤去するものでございます。

制限付き一般競争入札の公告を出したところ、記載の1社の申し込みがございまして、以下入札結果については記載のとおりでございます。

工期につきましては、本契約締結日の翌日から平成29年3月17日までと考えてございます。

2ページ目に仮契約書がございまして、ご確認をお願いいたします。

3ページ目に橋梁の一般図と平面図がございまして、今回網かけした部分を撤去するものでございます。上部工、それから下部工、それから基礎ぐい、それぞれ撤去をするという内容でございます。3ページは寄木橋でございます。

それから、4ページ、5ページ目につきましては、解体の工法を説明したものでございます。

それぞれブロックに分けてつり上げ、他の場所で解体をするという内容でございます。

6 ページ目が汐見橋の一般図と平面図でございます。これも上部工、下部工、それから基礎ぐい、それぞれ撤去をいたします。

7 ページが撤去の工法を説明したものでございまして、それぞれブロック割をして他の場所で解体をするという内容でございます。

解体後におきましては、新たに寄木橋の上流側に新しい寄木橋をつくる計画でございます。これまで幅員が寄木橋は5メートル、それから汐見橋が3.6メートルとかなり狭隘でございましたので、2橋を統合し、幅員を6メートルとして新たな橋梁を整備する予定となっております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3 番及川幸子君。

○3 番（及川幸子君） 先ほどただいまの課長の説明では、寄木橋のほかに汐見橋の撤去と話されましたけれども、ここに震災でただ一つ残ったウタちゃん橋があるんですけれども、そのウタちゃん橋とこの汐見橋はイコールかどうかちょっと私は今疑問なんですけれども、もしイコールでないとすれば関連でお伺いします。あの震災で残ったウタちゃん橋、震災遺構とするのであればすごく夢のある話なんですけれども、例えばそれを今度復興商店街ができます。そして今仮設の場所がこれから歌津の核となる場所になりますけれども、例えばあそこに置いてウタちゃん橋を何かの形で残しておけるというのであればすごく夢のある話かなと思われましても、解体してとって終わりじゃなくて、そういうものを残していくという方法、お考えがあるかどうか。

そしてまた、それに関連しますけれども、今伊里前川、あそこ2級河川で防潮堤の工事もされている最中だと思うんですけれども、あの川の側面ですか、当時の中学生が描いたすてきな絵があります。もしそれが可能であれば、あれを残した設計にしていだけないのかわか。その辺を含めてご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 6 ページ目に記載しております汐見橋、正式名称は汐見橋でございます。愛称としてウタちゃん橋という名前と呼ばせていただいているところでございます。これを残すかどうかなんですけれども、具体の残す保存方法が今のところございませんので、基本的には解体をするということで今考えてございます。

解体するに当たりまして、現在、県のほうで右岸側に迂回路をつくってございます。まだ若干の完成まで時間がございますので、もしその間にそういう話がまとまれば検討する余地があるのかなというふうに考えてございます。

それから、護岸に書かれている絵でございますけれども、当時中学生が描いていただきました。私担当でしたのでよく覚えていますが、それで実は護岸につきましては10月中に解体する予定でございました。実は、県のほうには待っていただいております。どうか形で残せないものかということで、県のほうも今検討しているようでございますけれども、ただ構造物そのものがかなり老朽化をしているので、あのままちょっと残すのはかなり難しいという今お話をいただいておりますので、実物を残すかデジタルカメラで撮影をして他の方法で新しくつくる護岸に同じような絵が描けるようにするか、そういう検討をさせていただいているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 震災にも負けないで残った橋なので、夢のある橋だと思いますので、ぜひここは町長にウタちゃん橋を何かの形で観光名所なり町の復興商店街なりに工夫して使えるようなことを検討していただきたく願いますので、町長はどのような考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災から2年ぐらいいかな、したときに、役場の庁舎内の職員で震災遺構についてどう考える、あるいは震災遺構について何を残すかということで、いろいろ議論してもらいました。そのときにウタちゃん橋も候補の一つに上がったことはございます。しかしながら、今建設課長がお話ししましたように、さまざま検討をさせていただいたんですが、なかなかウタちゃん橋を残すというのは難しいという結論に至りました。今ちょっと建設課長も話しましたように、護岸に子供たちが書いた絵がございます。あのまま護岸を残すのはもう老朽化して難しいと。しかしながら、せっかくあの子供たちが描いた絵ですので、それを何らかの形で、何らかというか、シート等で、それで新しい護岸にそれを張るというかそういう形で残してもらえないかということで、この間気仙沼土木の所長が来たときにその辺のお話はさせていただいて、気仙沼土木事務所のほうでも一定程度の理解はいただいておりますので、多分あれは残るのかなという今そういう状況です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ぜひ、それとセットでウタちゃん橋も残していただけると、夢のある商

店街なり、あるいは公園なりになると思いますので、その辺を十分加味していただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） この撤去ですけれども、これ関連ということで伺いさせてもらいたいと思いますが、これは全てがコンクリートなわけですね。それを撤去する。撤去して砕いて処理をするということなんだろうが、私が伺いたいのは、いわゆるコンクリート廃棄物、これは1トン当たり廃棄するのに幾らぐらいかかるのかな、単価です。廃棄する廃棄料といえますか。これは後から捨ててはだめなんだろう。そんなわけで、一体幾らぐらいかかるのかなというふうに、随分これ1億以上の単価なので、伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 細かい数字はなかなか今物がないのでお答えできないんですが、コンクリートを壊すのに大体1立米1万円前後だと思います。それを産廃処理場に持っていったときに、引き取っていただくときに経費が大体8,000円くらいかかるのかなと。ですから、立米当たり2万円を超える額になるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） どこなの。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 固有の名詞、企業を言うと差し支えますので、津山とか登米市内とか、また気仙沼にもそういう引き受ける会社がございますので、そちらに運ぶようになるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 運賃は幾らかわからないの。10トン車。運賃はわからないんだね。込みでないでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 運賃は当然距離によって違ってきますので、やっぱり3,000円から4,000円は必要だと思います。（「込みでないの。これはかかるんだ。はい、どうも」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第158号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第159号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第159号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第159号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町庁舎地中熱交換機設備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第159号の細部説明をさせていただきたいと思えます。

説明の前に昨日資料の差しかえをさせていただきました。こちらの確認不足がございました。改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

それでは、関係参考資料の8ページをお開き願いたいと思えます。

工事名につきましては、南三陸町庁舎地中熱交換機設備工事でございます。

現在建設しております役場庁舎の1階の執務室の空調の熱源とするものでございまして、工事概要といたしましてボーリング、直径が16センチのボーリング、深さ100メートルのものを28本掘削いたします。そして、その中に熱交換器、要はU字型のパイプを100メートル入れる

と。これが29カ所でございます。1カ所、ボーリングの数が少なくなっておりますけれども、これにつきましては昨年度熱源の調査のために1本掘っておりますので、それをそのまま利用するという内容でございます。

入札につきましては、指名競争入札を実施してございます。指名業者は5社となっておりますが、今回の工事につきましては、大部分がボーリング工事ということでございまして、主にボーリングができる業者、そして建設業の許可をとっている業者ということで、県内の5社を選定させていただきました。

入札結果につきましては、記載のとおりということでございます。

それから、工事の期間といたしまして、本契約締結日の翌日から平成29年2月28日でございます。

9ページに仮契約書がございますので、確認をお願いしたいと思います。

10ページが庁舎の平面図でございます。上が町道の東山中央線、ちょっと見にくいんですが、その下に役場庁舎がございます。ちょうどL字型の敷地の北側にピンクの丸い着色がございますけれども、この位置にボーリングを行うものでございます。ピンクが28本明示してございます。1本はちょっと大きい丸がございますが、それが昨年度ボーリングした箇所となっております。今回は熱交換機だけでございますが、実際のヒートポンプ等の設置は来年度実施する予定となっております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 地中熱交換機、以前にも説明を受けたような気がしますが、地中の熱が冬は暖かくて夏は涼しいのでくみ上げて空調設備の節約をするという趣旨のものだったと思いますが、改めて今回設備投資をしてランニングコストを抑えるという戦略であろうと思いますが、今の時点でどれぐらいのそのランニングコストの経費の削減が見込めるのかということはどうにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ランニングコストもそうなんですけれども、二酸化炭素の排出を抑制できるという点が1点ございます。年間24トンの二酸化炭素の発生を抑えられるという利点がございます。

それと、ランニングコストでございますけれども、そんなに大きい額にはちょっとならない

という状況でございまして、大きく違うのが燃料費がかからないと。今の見込みですと年間140万円ほど燃料費がかかるだろうと予想しておりますが、それがゼロになるんですけれども、逆に電気料が通常のやり方で32万円で済むんですが、ヒートポンプ等を稼働させるために約138万円ほどの電気料がかかるということでございます。それから、保守点検料とかいろいろ計算していきますと、年間57万円の節約というような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） いろいろ資料とか調べますと、つくっている企業さん側がつくっているホームページだったりするものですから、夢のエネルギーみたいなことでよく言われているんですけれども、一方で今言っているみたいな価値もあるということと、長もちするというのも利点の一つかなというふうに言われているようなんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 実はヒートポンプの耐用年数というのは15年と言われております。15年来たからすぐ交換が必要かという多分そうではないとは思いますが、多分そのときに通常の吸収式温冷機と比べて安いのか高いのかという判断が必要になってくるんだろうというふうに考えてございます。そこの部分だけ考えると、若干安いというような結果になってございます。ただ、あと今回地中にある部分について、何年もつかというちょっと資料を探したんですが、なかなか出てこないという部分がございますので、要は地中に入っている部分の耐用年数、実際どのくらい使えるのかというところがある意味重要な部分だと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第159号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第160号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第160号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度町道戸倉線道路改良工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第160号の細部説明をさせていただきます。

町道戸倉線道路改良工事につきましては、今回73万5,480円の増となっております。

議案関係参考資料の11ページをお開き願いたいと思います。

全体の平面図となっております。今回変更の対象となりますのが赤で囲った部分でございます。ここにつきましては、切土のり面となっております。当初植生基材の吹きつけを3センチで十分だろうということで設計を進めてございました。実際、工事を進める中で、当初想定したよりも土がかなりかとうございまして、なかなか植生が進みにくいということがわかりましたので、今回吹きつけ厚の3センチから5センチに増厚するという内容でございます。それによりまして当初の金額が増加したという内容になってございます。

12ページに仮契約書がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第160号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第161号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第161号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第161号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町役場・歌津総合支所新築工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第161号の細部説明をさせていただきます。

役場庁舎、それから歌津総合支所につきましては、2月にご決定をいただきまして工事を進めているところでございます。その中で変更事項が生じたので、今回ご提案を申し上げるものでございます。

議案関係参考資料の13ページをお開き願いたいと思います。

役場庁舎に関する変更事項を記載してございます。変更理由は大きく5点でございます。

まず、1点目、F S Cの全体認証取得に関する変更ということで、現在役場庁舎、R Cと鉄骨、それから木造という3種の混合の建物でございます。このうち木材に関して、南三陸町産材の積極的な利用とF S Cの全体プロジェクト認証を取得するため、木材に関する部分の材料の変更を行ってございます。集成材につきましては、当初から南三陸材を使いますので、

そこについては変更はございませんでしたが、内装材、それから家具等は一般の市販品を想定しておりましたので、これをF S Cの認証材に変更してございます。この部分で、約1,900万円ほど工事費が増となってございます。

それから、2点目、石こうボードを使うわけでございますけれども、実は石こうボードに使われている紙について、これについても紙の原材料がどこから来たのか、トレーサビリティがしっかりとれているものということになりまして、それができる製品に変更してございます。これによって約450万円ほどの増ということでございます。

それから、3つ目、トイレブースなどユニット製品につきましては、認証材を基本的に使うと。しかしながら、認証材がないものについては木材以外の使用に変更してございます。これで約1,980万円ほどの増ということでございます。

合わせまして、プロジェクトに関する部分で4,466万円の増ということになりました。

それから、2点目、議会中継システムの変更ということで、議場の充実と将来対応に対する変更ということでございます。

主な変更点につきましては、新しい議場に現在使用しているこの中継システムをそのまま再利用するというに変更させていただきました。これによりまして1,900万円ほどの減額となっております。

2点目、W i - F i 設備ということで、将来ペーパーレスの議会を目指すために、まずもって無線LANのシステムができるような配管等をしておくということで、約20万円ほどの増となっております。

それから、登退庁表示板、それからベル、議会の開始・終了のベルの設置をするということで、約440万円ほど。

それから、3階に会議室、通常は3つの部屋、それから大会議に使う場合は1つの部屋に区切ることができますけれども、ここについてほぼ議場と同じような音響設備、それから中継設備を追加をさせていただきました。これに1,860万円ほど増加ということございまして、項目2項目で約395万6,000円増という状況でございます。

それから、3番目の運用方法再考に伴う変更ということで、1) マチドマの利用に関して変更させていただいてございます。マチドマの利用として考えられますのが選挙の期日前投票や確定申告で町民の利用、それからパブリックビューイング等のイベントに使えるよう、各設備を追加・変更させていただいてございます。

1つが期日前投票や確定申告で、当然パソコンを使いますので、その電源、それから個人情報

報を取り扱うものですから、無線LANで対応はなかなかセキュリティー上難しいだろうということで、そこは有線で対応したいということで、それらの設備。それから、各種絵画等がございますので、ピクチャーレールを増設させていただいております。それと、マチドマにつきましては、三方がガラスで囲われているという状況でございますので、この部分について当然日差しを受けるカーテンが必要でございます。それで、当初、先ほど申したとおり、パブリックビューイングのときに新たにスクリーンを設置するのではなくて、そのカーテンをスクリーンとして利用できるように連動化をさせていただきました。それが約760万円ほど増加ということになってございます。それで、マチドマに関しては約1,300万円ほどの増という状況でございます。

それから、2)の執務スペースについてでございます。当初設計し、それから業者と契約したものに再度庁舎内でヒアリングをさせていただきました。その間出てきた内容を今回変更させていただきました。1つは、当初庁舎につきましては、全て禁煙という考えのもとに進めておりましたが、しかしながら喫煙者もいるという状況を考えたときに喫煙所の整備も必要だろうということで、130万円ほどの増ということでございます。

それから、2階の管理部門が入るスペースでございますけれども、打ち合わせコーナーがかなり不足をしているということで、2階の執務スペースに打ち合わせコーナーを追加させていただきました。これで約90万円。それから、同じく執務スペースの増設でございます。いろいろ各課の状況を考えていくと当初考えた床面積では足りない部分がございますので、新たに執務スペースを増設させていただきました。執務スペースにつきましてはOAフロアとなることから、その部分の費用がかさんだということで、この部分で230万円でございます。それから、3階に倉庫を増設させていただきました。これが50万円ほどとなっております。それと、2階の災害対策庁舎を庁議室、両方使えるようにということで、当然非常時に各情報を得るために映像・音響設備を追加させていただきました。これが約780万円でございます。

最後になりますけれども、セキュリティー計画によりまして新しい庁舎は全て電子錠を設置させていただきます。当然そこに入退室する際はそれぞれICカードを利用して鍵をかける。それから、誰がいつ退室をした、いつ出勤したというのがわかるようなシステムを導入したいというふうに考えてございます。これが約800万円ということで、2)で約3,800万円の増加となっております。

3) 外構関係の変更でございます。

一番大きいといえますか、いわゆるアースでございますけれども、6カ所今回設置をしたい

というふうに考えてございました。しかしながら、地盤がかなりかたいということで、直接打ち込むことができませんので、やはりボーリングをしてその中にアースを埋め込むという作業が追加になってございます。このボーリング費用が約380万円でございます。

それから、街路灯、敷地内32基設置をいたしますが、海が近いということで塩水に強いものに変更をさせていただいてございます。これが490万円増加となっております。

それから、太陽パネル、現在使っているものを再利用しますので、その受け台の製作費が470万円等々合わせますと、約2,000万円ほどの増という状況でございます。

それから、4番目、福祉のまちづくり条例に関する変更ということで、「宮城県誰もが住みよい福祉のまちづくり条例」の基準に沿った施設の整備を考えてございます。一番大きいのが階段、スロープ等への手すりの設置でございます。現在、この庁舎もそうでございますけれども、階段には片側にしか実は手すりが設置をされてございません。宮城県の条例によりますと、これは両方向に、両側に設置をすべきという基準になっておりますので、階段、スロープについては両側に2段の手すりを設置するよう変更させていただきました。

それから、トイレにベビーキープ、乳幼児をお連れのお客さんも参りますので、そのときに使っていただくということで追加をさせていただいてございます。ここには記載をしておりますが、駐車場につきましても、基準に合うように、大きさ、それから表示を追加させていただいてございます。

5番土工・事業関係の変更ということで、一部当初想定した地盤と違う箇所がございましたので、それぞれ地盤改良なり基礎の形を変えさせていただいたということで、97万円ほどの変更となっております。あわせて庁舎の直工としまして1億2,300万円、直接工事費で増額となっております。

なお、参考までに、庁舎の進捗率は現在28%でございます。

次ページ、14ページをお開き願いたいと思います。

支所の変更点が書かれてございます。

支所については、大きく3点でございます。それぞれ庁舎と同じ項目を記載させていただいてございます。

1、F S Cにつきましても、やはり同じように南三陸町産材の利用促進とプロジェクト認証を得るためにそれぞれ変更させていただいてございます。内装、家具等の一般材からF S Cに変更したことにより約1,100万円ほどの増となっております。それから、石こうボードにつきましてもは約100万円、それからトイレなどのユニット製品につきましてもは430万円ほどで

ございます。合わせまして1,700万円ほどの増となっております。

それから、運用方法の変更ということで、1) マチドマ・町民利用スペースの変更ということで、1つはスライディングウォールの位置の変更、より広く稼働できるように変更させていただいております。

それから、今回、公民館を兼ねるということで、上履きに履きかえるという区域がございます。そのため下足入れを増設させていただいております。

それから、ペレットストーブの位置をマチドマのほうに設置をするということで、変更させていただきました。これらによりまして約470万円ほどの増となっております。

それから執務スペース関連の変更ということで、基本的には庁舎と同じでございまして、ICカードを用いた入退室管理システムを追加いたします。これで約670万円ほどとなっております。

それから、執務スペースとマチドマの間、執務室につきましては5時15分で当然職員は帰るということになりますので、ただしながら公民館とすれば9時まで開庁するというので、個人情報等もございますので、その仕切りにリングシャッターを設置してセキュリティーを守るということにさせていただいております。これが約300万円ほどということで、合わせまして800万円ほどの増となっております。

それから、外構関連の変更ということでございます。地流し、要は足を洗う場所の追加をさせていただきました。これが約140万円ほど。それから、現在図書館として利用させていただいております魚竜館の給排水システムの追加をさせていただきました。これが150万円ほどかかっております。

それから、水道管の関係の変更ということで、今回、隣に消防署ができるということで、2つの施設で1つの管を使用した場合、どうも水量が足りないということがわかりましたので、あわせまして今回本管からの給水管の関係を少し大きくさせていただきました。それが約140万円ほど増加となっております。

それから、本庁舎と同じように野外の外灯につきまして、塩分に強いものに変更ということで、これが約40万円ほどとなっております。

それから、掲示板の追加をさせていただきました。これが250万円でございます。それと、やはり太陽パネルの移設がございまして、これについて70万円ほどということでございます。

それから、3番目、福祉のまちづくり条例に関する変更ということで、バリアフリー駐車場の整備、それからやはりトイレにベビーキープを追加させていただきました。これにつま

して約26万円ほどの増となっております。それらもろもろを足して経費、それから落札率を掛けますと1億1,700万円ほどの増という結果になってございます。大変大ざっぱな、それと次ページ以降に仮契約書と平面図を載せてございますので、それぞれご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、何点かお伺ひいたします。先ほどの説明の中で、この歌津公民館と今年度の工事内容を見ますと、15ページの工事請負変更仮契約書のほうなんですけれども、役場、歌津総合支所、歌津保健センター、歌津公民館とあります。今年度分は2,200万円、支所、保健センターの倍ほど、歌津公民館が2,200万かかっているんですけれども、この要因として何が主な要因なのか、支所、保健センターの倍かかる要因は何なのか、そのことと、それから本庁舎も支所もそうなんですけれども、職員のロッカーとか休憩室、それらを設けてあるのかどうかお伺ひします。その2点をお伺ひします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 歌津総合支所につきましては、支所の部分と保健センター、それから公民館と3つの施設を統合した建物でございます。基本的には共用部分とそれぞれ特化された部分がございます。額につきましてはそれぞれ面積案分をしているということで、結果とすれば公民館の部分の面積が一番大きいということが言えるかと思ひます。そのため一番金額が張ってございます。

それと、職員の休憩室ということでございますけれども、議案関係参考資料の20ページをお開き願ひたいと思ひます。左側が2階の平面図となります。そこで、一番右上の部分に、大変字が小さくて申しわけございませんが、職員休憩室ということで設定をさせていただいております。それで、その隣にロッカー室を2階の分として設けてございます。

それと、1階の部分のロッカー室につきましては、大変申しわけございません、19ページにお戻り願ひたいと思ひます。1階部分の北側の平面図となっております。大変これも字が小さいんですが、更衣室、1-1、1-2という部分があるかと思ひます。ちょっと細長い建物でございます。ちょっとサーバー室の2つ隣でございますけれども、そこにそれぞれ職員の数に合うようロッカー等の設定を行ってございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、この18ページの分は本庁になるわけですね。本庁のロッカー室と休憩室、19ページが支所になるわけですか。そうすると、19ページが支所となると、このロッカー室1-1、1-2だけで休憩室がこれには見えないようなんですけれども、支所、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変失礼いたしました。19ページは本庁舎の部分でございます。本庁舎の1階のロッカー室は1-1と1-2の表示がある部屋になります。それから、本庁舎の2階に休憩室がございます。右上でございますが、そこが休憩室となっております、それで2階にいる職員のロッカー室は休憩室の隣ということでございます。大変申しわけございません。説明が抜けておりました。21ページに支所の平面図がございます。支所の更衣室につきましては、ちょっと上側ですね、正面通路じゃない林間広場のほうに入り口がございますけれども、そこに更衣室1、更衣室2とさせていただいております。それから、休憩室につきましては、それぞれ諸室がございまして、相談室1、相談室2、その下に和室がございますので、当面和室での休憩になるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、本庁の場合は上と1階と2階にロッカーがあり、2階には休憩室もあるということで。支所のほうは、ロッカー室、更衣室は男女分かれておりますけれども、休憩室が当分は和室1、2を使うということなんですけれども、当分というよりも、やはり休憩室と書いておかないと、和室だけになってしまうと用途がはっきりしないので、職員が使いづらい面がありますので、その辺の休憩室ということもきちんと明示しておくようにさせていただきますようお願いいたします。

それから、公民館の金額が張ったということは面積で案分したということなので、これは了解いたしました。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） いろいろ聞きたいことあるんですが、1点だけお伺いします。

当初、いわゆる喫煙所を設けないというお話だったんですけれども、喫煙所を設けることになったようですけれども、その経緯をお伺いします。そして、これは項目4の中の県の適合に喫煙所があっても大丈夫なのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在禁煙というのが世の中の流れとなっております。各施設内では禁煙というのが一般的になりつつあるんだろうというふうに考えておりますが、そう言いながらも、やはり喫煙をする方も当然いらっしゃいますので、当然職員もそうですし、外部から来たお客様も多分そういう方もいらっしゃるということで、全く吸えないというのもこれも少し変だといえますか、かなり不都合がございます。敷地内というと、職員が執務時間内に道路に出てそこで吸うというわけにちょっといかないの、であれば建物のすぐ近くにそういうコーナーを設けてそこで吸っていただいたほうがスマートだろうというふうに考えておまして、19ページのちょっと北側でございます。サーバー室の外側に、室内ではなく外部に喫煙コーナーを設けさせていただいたという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 私のように吸わない人からの考えなんですけれども、たばこを吸わないと仕事ができないのかというのがちょっと1点あるんですけれども。それから、外部から来る方に関しては、全館禁煙ですということを了解いただければそんなに問題にはならないと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 嗜好品でございますので、だめですと言うのもどうなのかなと思ひまして、一応吸えということではなくて、吸うのであればこの場所で吸ってくださいという意味を込めまして喫煙コーナーを設けさせていただきました。逆に禁止して駐車場、それから路上で吸われて、そのまま投げたばこをされるというよりは、しっかり場所を設定してそこできっちり吸っていただくというほうが管理上も適正ではないかなというふうに考えてございます。

それと、答弁が1つ漏れておりました。まちづくり条例とどうなのかということでございますが、喫煙に関しては県条例には特に載っておりませんので、それには違反をしないというふうに解釈はしております。

○議長（星 喜美男君） 11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 私は全体的にはいいんですけれども、若干ちょっと確認したいんですけれども、1番のF S C全体認証、それを受けるためにいろいろ調度品とか適合するものに変えるということでございます。これ設計段階のときにはそういうあれはなかったんでしょうかね。もう大分前からF S Cということでやっていたので、全体認証というのは後から出てきたのかと思いますけれども、でもやっぱりこういう事業というのはその場限りで行き

当たりばったりみたいな感じがします。ここの中継システムも、この辺で増額の収支、帳尻合わせみたいな感じで使うような捉え方もできます。外構として外灯も海から近いのは今さら始まったわけじゃないので、歌津支所もここも、そういうのだから当初から綿密な計画を立てていけばいいんじゃないかと思えます。何でこんな軽はずみにやらなければいけないのかという、そういう件に対して私はやっぱりこれは黙って承認するわけにはいかない。その辺の考え方、それをちょっとお示してください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもってF S Cでございます。今回の入札につきましては、総合評価ということで入札を実行してございます。単なる金額だけではなくてそのほかの要素も取り入れということで執行したわけでございますが、その中にF S Cの認証をとるかとならないか、とるとすれば全体なのか部分なのかという問いがございます。それで、何社か入札申し込みをされましたが、ここの落札業者だけが部分認証で札を入れてまいりました。他の業者は全体認証でございます。2番札との金額の差は2億3,000万でございます。多分2番札が総合評価の結果落札となれば、ここの部分の変更は生じなかったと思います。しかしながら、2億3,000万円高い金額で契約せざるを得ないという状況でございます。当然それを見込んで積算をしたと、設計をしたということになった場合、高いお金で建物を買わなければならないという状況になりますので、そこは通常のものでやっておいて、あとは企業努力に期待をするというのが多分一番安くおさまる方法だと私は考えてございます。

それから、これは言いわけになりますけれども、今回の実施設計に関しましては、3月までに契約をしないと財政的な部分でかなり窮屈になるということが当初からございました。普通ですと1年間くらい設計期間が必要なんですけど、基本的には3カ月でそれを縮めてやらせていただきました。時間が短かったからできないということではないんですが、どうしてもその短い期間の中で物事をまとめていくという中で見落としも当然ございましたので、そこは改めまして今回変更させていただくという状況でございます。言いわけにならない言いわけでございますが、そこをご理解いただければというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） まあいいわ。全体認証と部分認証のこの件については理解をします。結果的に最初の部分認証の面で全体をカバーできればという思いはあったようでございますけれども、結果的に今回の、これだけじゃなくいわゆる全体として1億幾らの追加だから、全体の工費では安くなった結果がよろしいということで、これは理解をします。あとは、いろ

いろ庁内のあれでもって要望をかなえる形でこういうふうなことでまた会議室とかこうやったと思うんです。それらもうちょっと早い時期にそういう意向調査とかしておけばよかったんじゃないかなとそんなふうに思います。

あと、それで、4番の福祉のまちづくり条例という県の条例なんですけれども、これは4月からでも発効するんですか。でなかったら、これ対応かなり変だなと、そういう感じがします。また、あとは、先ほど言いましたように外灯ですけれども、海の近くに建っているのにもかかわらず、そういう点も、細かいことですが、やっぱりいろんなことで設計業務にかかわる発注者、また設計の方々にも、後でここに場所が移ってきたわけじゃないんですから、やっぱりそういう点に留意して、本気になってやっていると思うんですけれども、私はこの場合にはそういうことで最初からもうちょっと真剣に取り組んでいただきたいと、そういう感じがしております。再度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 福祉のまちづくり条例、県の条例でございますけれども、これは4月ということではなくて既に施行されております。役場庁舎に関してはそういう対象になっているということで、当然民間の建物に対しても条例が、努力目標ではございますけれどもやるという状況になっておりまして、そういう中で、町が先頭に立ってそういうものを整備すべきだろうというふうに考えました。それは当初からおっしゃるように、それは当初から織り込めと言われればそのとおりなんですけれども、ただあえてそこで認証をもらうかもらわないか、要は適合証を受けるといふ言い方をしております。受けなくてもいいんですが、あえてそこは受けたいと。当然、これから町の各種建物、民間でも建てますので、同じような考え方でやっていただきたいと。それにはまず行政側が襟を正してしっかりやっていこうということで追加をさせていただいたということでございます。

先ほど申したとおり、時間がない中で、それぞれ担当者、それから設計事務所も一生懸命やったんですが、ただ残念ながらそこまで深く追及できなかったということがございます。不真面目にやっているわけではないので、そこはご理解いただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 不真面目にやっているとは言っていないけれども、ある程度結果に対して責任を持っていただかないと困ります。真面目にやっているとは思いますが、こういうことが出れば必ずしもそうですよねということにはいきません。まして県の福祉のまちづくり条例、だったら最初から組めばいいじゃないですか。だから、その辺を言っていま

す。私、その答弁がなかったら了解と言うんですけれども、やっぱりその辺、ちょっと民間も含めて先を走らなければいけない立場の考え方として、適合をとるかとならないか、その辺の今の一言、ちょっといただけませんけれども、総じてこれはこういうふうなことで皆さんが鋭意努力した結果、こういうことになったんだということで理解しますので、終わりますが、建設課長、再度その辺のこと、篤と肝に銘じていただきたい。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変言いわけをずっとしておりますけれども、今後とも、よい建物の設計、工事が進みますので、そこら辺は今のご意見を肝に銘じて業務に当たりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、本庁舎のほうで内装、家具等を認証の木材、F S Cに変えるということなんです、そこでお聞きしたいのは、家具等なんですけれども、家具のこのデザインというのは認証の既製品はないと思うので、そういったデザインも久米設計さんがするのか、細かいことなんですけれども、伺いたいと思います。

あと、本庁舎に関しては、もう一点、カフェスペースの見直し、内装等、今回見直すみたいなんですけれども、カフェスペースに関してはどうなのか。そして、関連になると思いますが、現在このカフェスペースのできたときの利用状況というか、以前プロポーザルで公募していたみたいなんですけれども、そのこのところの現状を伺いたいと思います。

あともう一点は、支所のほうなんですけれども、公民館部分の面積が多いという先ほど課長の答弁ありました。そこで、ちょっと私設計時点で聞き、あれしていたんですけれども、図書スペースというかその部分があるのか。それとも、以前の魚竜館でしたか、そのこの利用をするのか、そのこのところの確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家具等につきましては、F S Cの対象となりますのがくりつけのものということになります。要は建物をひっくり返したときに落ちないものについてはF S Cの認証材、または管理木材を使うということが義務づけられてございます。ですから、こういう今座っているような机、椅子等については適用外でございますので、それはある程度自由がきくのだろうと思ってございます。

それから、カフェにつきましては、当初何も考えていなかったんですが、内装については、

ただそこを役場の建物に対して入居される方がいろいろ模様がえをするというのはちょっとこれはおかしいだろうということで、一定部分は今回の工事に合わせてさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目につきましては、企画課のほうで……。4点目です。4点目の図書スペースでございますが、魚竜館がございます。あれは多くの皆様の善意によって建てられたものということで、本来であれば取り壊して中に設けたほうが多分一番効率的だろうというふうに思うんですが、なかなか取り壊しすることができないというものでしたので、当面はその魚竜館を図書スペースということで使っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） それでは、カフェスペースの件について私のほうから答弁させていただきます。

プロポーザル方式によりまして一度募集をかけましたが、どなたからも参加がなかったということで、再度、再々募集ということでプロポーザルをさせていただきました。その結果、町内のNPO法人のほうから1社応募がありまして、こちらのほうからプロポーザル、ご提案をいただきました。提案内容の概要としましては、基本的には高齢者雇用につながるような取り組みと市内の方の憩いの場になるようなスペースにしたいというご提案をいただきましたので、審査会の中でその内容を審査し、出店事業者として適しているというふうな審査をいただきましたので、こちらのほうにその出店事業者としての決定をさせていただいております。

なお、詳細につきましては、今該当する業者のほうと詳細の調整を進めておりまして、それに向けた基本協定を今締結する旨、担当課のほうで準備をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 前段2つはわかりましたので、支所の図書スペースに関してもう一度だけ伺いたいと思います。

普通、図書館だと、係の人がいるんですけども、図書室扱いだと公民館の人が同時に管理することなんですけど、この魚竜館を使った図書室の運営に管理する方が張りつくのかどうか。そしてあと、現在はそのまま使うということなんですけれども、おいおい公民館の中に入るのか、そういった考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 現在、検討中でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第161号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会する

こととし、12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会とします。

午後3時33分 延会